Ⅱ　計画推進の取り組みと実績

《 記 載 内 容 の 説 明 》

・[制度・事業名称][内容][方針]等は、緑の基本計画(平成 23 年 9 月改訂)に示している方針を基本とし、施策の進展等に応じて更新しています。
・[取り組みと実績]は、平成 28 年度末現在の各事業の進捗状況等の概要です。
・一部の項目では、「内容」の補足として「制度や事業の概要」を説明していますが、詳しくは「鎌倉市ホームページ」の各項目をご覧になるか、みどり課におたずね下さい。(みどり課以外の課が所管しているものもあります。)
・[7 年度]として示した数値は、平成 8 年の緑の基本計画策定時点での基礎数値(平成 7 年度の実数)です。
・[12 年度]として示した数値は、平成 13 年の緑の基本計画一部改訂時点での基礎数値(平成 12 年度の実数)です。
・[～12 年度]として示した数値は、平成 7 年度から平成 12 年度までの累計数値です。
・[17 年度]として示した数値は、平成 18 年の緑の基本計画改訂時点での基礎数値(平成 17 年度実数)です。
・[～17 年度]として示した数値は、平成 7 年度から平成 17 年度までの累計数値です。
・[～22 年度]として示した数値は、平成 18 年度から平成 22 年度までの累計数値です。
・[～27 年度]として示した数値は、平成 23 年度から平成 27 年度までの累計数値です。
・表中の「－」は該当する実績が無いことを示しています。
・地域制緑地、施設緑地の指定等の面積数値は概数であり、特に明記されていないものは四捨五入した数値です。
・緑の基本計画の施策推進のための制度・事業に含まれていても、掲載すべき取り組みと実績のない制度・事業については掲載していません。
・財団法人鎌倉風致保存会は、平成 23 年 4 月 1 日付で公益財団法人鎌倉風致保存会となりました。(本書では「鎌倉風致保存会」として記載しています。)
・財団法人鎌倉市公園協会は、平成 24 年 4 月 1 日付で公益財団法人鎌倉市公園協会となりました。(本書では「鎌倉市公園協会」として記載しています。)

Ⅱ　計画推進の取り組みと実績

１.施策推進のための制度・事業

○計画推進のための施策に対応させて、制度・事業を展開しています。

■施策推進のための制度・事業

施策推進のための制度・事業			掲載頁
緑地保全に係る法制度	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区※1		20
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区※1		24
	風致地区※1		26
	特別緑地保全地区※1		28
	緑地保全地域		―
	保安林※1　※2		30
	市町村森林整備計画※2		32
	史跡名勝・天然記念物※1		33
	農用地区域		34
	生産緑地地区※2　※3		34
	保全すべき緑地の確保に関係する事項	急傾斜地崩壊危険区域	34
歴史的風致の維持向上に関する制度	歴史的風致維持向上計画		35
法制度に基づく契約・協定等	市民農園※2		36
	市民緑地契約※2　※3		37
	緑地協定※2　※3		―
	管理協定		―
市独自の緑地保全等に係る制度等	保存樹木・樹林制度※2・緑地保全契約※2・樹林管理事業※1		38
	緑地保全推進地区		40
	緑地寄附受け入れ基準※2		42
	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全※2　※3		―
緑地保全財源の確保等	緑地保全基金		45
	市民公募債		47
緑地の質の充実	確保緑地の適正整備事業		48
	流域の自然環境調査等の推進		49
	自然保護奨励金の交付		50
	緑地の管理指針の作成		50
	緑地保全・管理の広域的対応		51
	開発事業と連携した緑地防災		―
都市公園等としての保全・整備等	街区公園※2　※3		52
	近隣公園・地区公園※2　※3		53
	総合公園		54
	風致公園・歴史公園※1		56
	都市林		58
	都市緑地※2　※3		60
	立体都市公園		―
	景観重要建造物等と一体となった都市公園		62
	借地公園		64
	都市公園の管理	公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	64
		公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	65
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備		66
	遊歩道等の整備		67
	総合設計制度による公開空地等整備		―

緑の創出に係る法制度	緑化地域		68
	風致地区・開発事業区域内等の緑化※2		69
	緑化施設整備計画認定制度※3		―
公共施設の緑化	道路の緑化※2　※3		72
	河川環境の整備		73
	公共建物等の緑化※2　※3		74
	鎌倉山桜並木保存計画※2　※3		75
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業		76
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化		78
	地域提案型の公共施設の緑化※2　※3		80
	オープン・ガーデンの支援		80
	その他の事項	グリーンバンク制度※4	―
緑化推進団体の育成と連携	トラスト運動との連携※1　※5		82
	緑のレンジャー※1　※2		86
	公園愛護会・街路樹愛護会※2　※3　※5		88
	市民緑地愛護会※2　※3　※5		88
	緑地管理機構※5		―
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校等講習会		92
	緑化窓口の充実		95
	学校での環境教育との連携		96
	緑の情報提供の充実		97
緑に対する意識の高揚	緑のポスターコンクール等		99
	緑化パンフレット等の配布		100
	緑化まつりの開催		101
	緑の顕彰制度		103

※1　世界遺産登録の推進による事業の展開での活用を想定する制度・事業（世界遺産登録の推進による事業の展開は 22 ページに掲載）
・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、顕著な普遍的価値をもつ文化遺産等を、世界遺産リストに登録するものです。

※2　保全配慮地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業（保全配慮地区の設定による事業の展開は 43 ページに掲載）
・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。

※3　緑化重点地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業（緑化重点地区の設定による事業の展開は、70 ページに掲載）
・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。

※4　鎌倉市のグリーンバンク制度は廃止し、鎌倉市公園協会の自主事業としてグリーンバンク制度を運営しています（90 ページに掲載）。

※5　緑化推進団体の育成による事業の展開に関係する制度・事業（緑化推進団体の育成による事業の展開は、89 ページに掲載）
・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図るとともに、公園愛護会・街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図るものです。

２.制度・事業別の取り組みと実績

（１）緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内 容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方 針	・現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。 ・新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たすとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。
取り組みと実績	・歴史的風土保存区域は平成 12 年 3 月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・歴史的風土特別保存地区が、平成 15 年 9 月に指定拡大(3ha・県指定)されました。 ・平成 19 年 3 月 2 日、古都保存法施行 40 周年を記念した「美しい日本の歴史的風土 100 選」に鎌倉市が選ばれました。 ・平成 20 年 1 月 18・19 日、第 1 回美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムが、国、県、横浜市、鎌倉市を中心として開催されました。 ・平成 20 年 11 月、横須賀三浦地域首長懇談会場で、市長から県知事に特別保存地区指定を目指していることに配慮を要請しました。 ・平成 23 年 3 月、鎌倉風致保存会ニュース(No.13　2011.3)に、元建設省公園緑地課長　川名俊次氏により、「古都保存法の制定」―鎌倉市民運動の成果―が寄稿されました。 ・平成 23 年 10 月、国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土合同部会(分科会)委員による、歴史的風土保存区域等の視察が実施されました。 ・平成 24 年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめました。 ・平成 25 年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。 ・平成 26 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。 ・平成 26～27 年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ○試行実験の概要 ・鎌倉風致保存会の事業である「みどりのボランティア」にあわせて、参加者の募集を呼びかけました。 ・新たな地域や世代からの参加者の増加、作業指導者の指導の機会増加に繋げるための課題等について検証するため、国による同ボランティア参加者、過去の参加者へのアンケートを実施しました。 ・平成 27 年度、鎌倉風致保存会理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました。 ・平成 28 年 12 月 2 日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。

取り組みと実績

・平成 28 年 12 月、国土交通省が古都保存法パンフレット「古都を守り、継承する～古都保存法の概要～」を発行しました。
・平成 28 年度、古都保存のあり方検討小委員会で、小委員会報告・歴史的風土保存計画の変更案について審議され、第 21 回歴史的風土部会等を経て、同年 8 月 29 日に答申がされ、多様な主体との連携・協働の推進による古都保存の方向性とともに歴史的風土保存計画変更案が示されました。
・平成 28 年度末で、県が歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れた合計面積は、195.4ha(34.0%)です。(平成 28 年度 33,170.66 ㎡買入れ。)
・平成 28 年度、古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会※」を設置し、次の事業を実施しました。

・平成 28 年 9 月 27 日から 10 月 3 日まで、鎌倉駅地下道ギャラリー50 で古都保存法に関する展示を行い、市民及び観光客等に啓発を実施しました。
・平成 28 年 11 月 23 日、実行委員会と鎌倉風致保存会の共催により、「かまくら里山フェスタ」を開催し、古都保存法を周知・啓発するためのパネルの展示・イベント等を行いました。
・平成 28 年 12 月、実行委員会が記念誌「鎌倉の歴史的風土の五十年そして未来へ」を発行しました。
・平成 28 年 12 月 10 日、古都保存連絡協議会主催の古都保存法施行 50 周年記念シンポジウム「古都の保存・継承における次世代への展望」が京都市で開催され、鎌倉市副市長をはじめ実行委員会関係職員が出席、鎌倉風致保存会理事長がパネリストとして同会の活動等を話題提供しました。
・平成 29 年 3 月、神奈川県の協力を得ながら、古都保存法の制定前後から現在に至るまでの鎌倉市に関係する行政文書、関係機関誌、新聞記事等をまとめた「資料集」をまとめました。

京都市でおこなわれた古都保存法施行 50 周年記念シンポジウム

・子ども向け古都保存法パンフレット「”古都保存法”ってなんだろう」を再版しました。

■指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備　　考
昭和 41 年 12 月 14 日	695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		226.5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		265.5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		570.6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	989ha(拡大)		逗子市分 6.8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		573.6ha(拡大)	

※ 鎌倉風致保存会理事長、同常務理事、鎌倉市公園協会常務理事、神奈川県都市緑地担当部長、市まちづくり景観部長、都市調整部長により組織する実行委員会です。

○世界遺産登録の推進と関連する事業の展開

<table>
<tr><td colspan="2">「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、顕著な普遍的価値をもつ文化遺産等を世界遺産リストに登録するものです。</td></tr>
<tr><td>内 容</td><td>・豊かな歴史的遺産を守り後世に伝えるため、世界遺産登録をめざすものです。</td></tr>
<tr><td>方 針</td><td>・世界遺産登録に向けて市民や関係機関と一体となった取り組みを進めます。
・市民をはじめ、国、関係する自治体などの多様な主体と連携して、登録候補資産の重要な要素に位置付けられる樹林地の恒久的な保全を図ります。
・世界遺産登録に向けて鎌倉の魅力や価値を明らかにするため、県・横浜市・市・逗子市世界遺産登録推進委員会（以下、「4 県市推進委員会」という。）で国内外の類似資産との比較研究を進めます。</td></tr>
<tr><td>取り組みと実績</td><td>世界遺産登録推進事業に係る経過
<table>
<tr><th>年月</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>平成 24 年 1 月</td><td>・「武家の古都・鎌倉」が世界文化遺産としてユネスコへ推薦されることが決定し、国からユネスコ世界遺産センターへの推薦書（正式版）が提出されました。</td></tr>
<tr><td>平成 24 年 1 月</td><td>・4 県市推進委員会で、「武家の古都・鎌倉」の包括的保存管理計画を策定しました。</td></tr>
<tr><td>平成 24 年 9 月</td><td>・ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）の調査員による現地調査が実施されました。</td></tr>
<tr><td>平成 25 年 3 月</td><td>・世界遺産ガイダンス施設整備のため、扇ガ谷一丁目用地の土地・建物の寄附を受けるとともに土地の一部買取りを実施しました。</td></tr>
<tr><td>平成 25 年 5 月</td><td>・平成 25 年 4 月 30 日のイコモスによる不記載勧告を受け、県、横浜市、市、逗子市の 4 県市は、ユネスコ世界遺産委員会への推薦を取り下げることが登録を実現する最善の道であると判断しました。
・共同声明を発表し、引き続き「鎌倉」の世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでいくことを確認しました。</td></tr>
<tr><td>平成 26 年 3 月</td><td>・世界遺産登録に係る推薦取り下げを受け、世界遺産ガイダンス施設整備計画を（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備計画に改め、（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画を策定しました。</td></tr>
<tr><td>平成 27 年 3 月</td><td>・4 県市推進委員会で、比較項目に即した各分野の専門家による「「鎌倉」文化遺産比較研究委員会」を設置し、比較研究の対象や方法について検討を行いました。</td></tr>
<tr><td>平成 26～28 年度</td><td>・世界遺産登録に向けて鎌倉の魅力や価値を明らかにするため、4 県市推進委員会で国内外の類似資産との比較研究を進めました。</td></tr>
<tr><td>平成 27～28 年度</td><td>・4 県市推進委員会において取り組んだ比較研究の成果を連続講座として全 5 回行いました。</td></tr>
<tr><td>平成 27 年度～</td><td>・4 県市推進委員会において、世界遺産の再推薦、登録に向けた普及啓発事業の一環として、毎年度講演会を実施しています。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（これまでに策定した史跡保存管理計画）

史跡名称	保存管理計画策定	備考
鶴岡八幡宮境内	策定済(S63.3)	H13.3 改訂　H23.12 資料編策定
若宮大路	策定済(H18.3)	
荏柄天神社境内	策定済(H19.3)	
建長寺境内	策定済(H18.3)	
瑞泉寺境内	策定済(H19.3)	
鎌倉大仏殿跡	策定済(H19.3)	
覚園寺境内	策定済(H19.3)	
永福寺跡	策定済(S53.3)	H9.10 策定の保存整備基本計画植生管理について記載
法華堂跡(源頼朝墓北条義時墓)	策定済(H1.3)	
北条氏常盤亭跡	策定済(H19.3)	
和賀江嶋	策定済(H18.3)	
仏法寺跡	策定済(H20.3)	
一升桝遺跡	策定済(H20.3)	
朝夷奈切通、名越切通、 亀ヶ谷坂、仮粧坂、大仏切通	策定済(H20.3)	
浄光明寺境内・冷泉為相墓	策定済(H20.6)	
寿福寺境内	策定済(H20.6)	
極楽寺境内・忍性墓	策定済(H20.6)	
東勝寺跡	策定済(H20.7)	
円覚寺境内	策定済(H22.3)	

※早期に策定され、植生管理に関する記載がない一部史跡については、近年作成された同様な他の計画における基本的な考え方に基づいた対応をしています。

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

内 容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、鎌倉市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方 針	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組みます。
取り組みと実績	・平成 12 年 4 月 28 日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15.62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 ・平成 18 年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成 15 年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成 16 年 8 月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 ・平成 18 年 12 月 28 日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分 51ha) ・平成 19 年 2 月 14 日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。(保全計画は「Ⅲ　関係資料」に記載) ・この指定により、近郊緑地保全区域の指定は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成 19 年 3 月 6 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和 50 年 1 月 17 日指定・17.9ha)の指定は解除されました。 ・平成 20 年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区のモニタリング調査を実施しました。 ・平成 23 年 10 月 18 日、県により 131ha が鎌倉近郊緑地特別保全地区として指定されました。 ・第 2 次一括法※1 の施行により、平成 24 年 4 月 1 日付で首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可処分に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 ・平成 24 年 2 月及び 5 月、県から市へ移譲された、近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ事務について、首都圏近郊緑地保全法の趣旨等に鑑み、県に支援を依頼しました。 ・平成 28 年 2 月、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、近郊緑地保全区域と重なる緑地保全推進地区で行われる行為の規制については、都市緑地法に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図ることとしました。 ・平成 28 年 12 月 27 日、鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出がされている土地の一部 38,845.84 ㎡を買い入れました。 ・平成 28 年度、38 件の近郊緑地保全区域内の行為届出がありました。(近郊緑地保全区域内の行為の届出は、神奈川県条例により市で事務処理しています。)

平成 28 年度に買い入れた鎌倉近郊緑地特別保全地区(十二所地区)

■鎌倉近郊緑地特別保全地区内土地買入れ実績

買入れ年度	場所	面積（㎡）
平成 25 年度	十二所	30,579.37
平成 26 年度	十二所、今泉	39,411.98
平成 27 年度	十二所	33,398.21
平成 28 年度	十二所	38,845.84

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面　積	鎌倉市	横浜市	地区名	面　積
昭和 44 年 3 月 28 日	962ha（当初指定）	243ha	719ha		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100ha（横浜市域のみ）
昭和 52 年 9 月 21 日	998ha（拡大）	243ha	755ha		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096ha（拡大）	294ha	802ha		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116ha（拡大・横浜市域のみ）
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44ha（横浜市域のみ）
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131ha
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4ha（横浜市域のみ）
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6ha（拡大・横浜市域のみ）

※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、105 ページを参照してください。

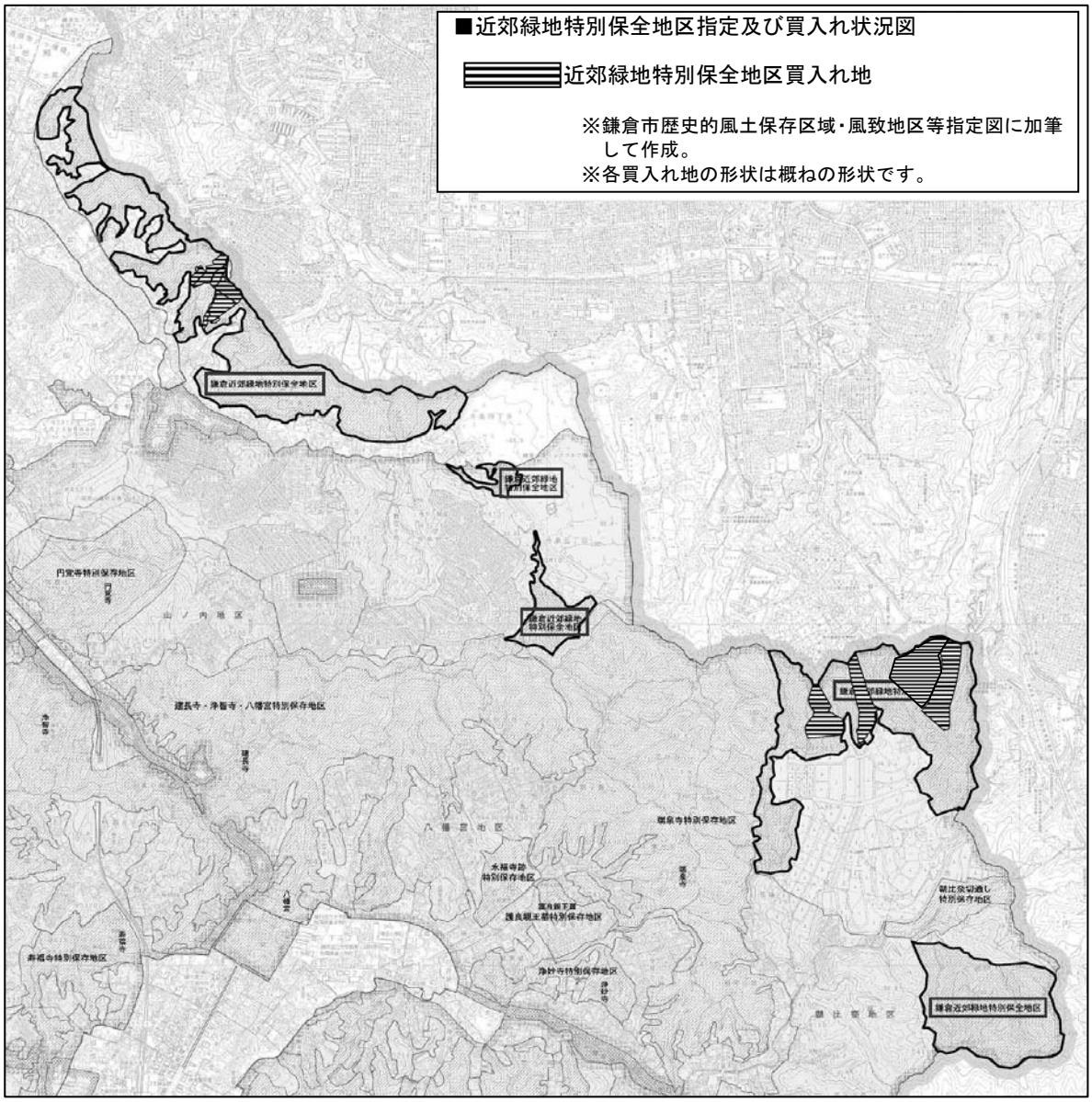

風致地区

内 容	・風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
主な規制	・行為の許可 風致地区内で次の行為をしようとする場合には、鎌倉市長の許可を受けなければなりません。 1　建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転 2　建築物等の色彩の変更 3　宅地の造成等 4　水面の埋立て又は干拓 5　木竹の伐採 6　土石の類の採取 7　屋外における物件の堆積 ※床面積が 10 ㎡以下の建築行為、許可不要ですが、指定された種別により、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離の許可基準に適合しなければなません。 ・許可基準の概略 1　建築物の建築の場合 (1)建築物の位置、形態、意匠(色彩、材質を含む)などが周辺の風致と調和すること。 (2)建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離が、次の基準に適合していること。

種　別	建築物の高さ	建ぺい率	壁面後退距離(道路に接する部分)	壁面後退距離(その他の部分)	緑化率
第 1 種風致地区	8m 以下	20%以下	3　m 以上	2m 以上	20%以上
第 2 種風致地区	8m 以下	40%以下	1.5m 以上	1m 以上	20%以上
第 3 種風致地区	10m 以下	40%以下	1.5m 以上	1m 以上	20%以上
第 4 種風致地区	15m 以下	40%以下	1.5m 以上	1m 以上	20%以上

※鎌倉市には現在第 1 種風致地区の指定はありません。
壁面後退距離：建築物の外壁から敷地の境界線までの有効距離(外壁には、出窓、バルコニー、ベランダ、外階段、開放廊下、ポーチ柱、片持屋根等の支柱などが含まれます。)

(3)風致の維持に必要な植栽等を行うこと。高木、中木、低木、生垣等により敷地面積の 20%以上の植栽をしてください。
2　工作物設置の場合
よう壁については、原則として自然石もしくはこれに類似させる加工をしたコンクリートブロック等を用いた練積造とすること。
3　土地形質変更の場合
(1)緑化率が一定の基準を満たすこと。
(2)5m 以上の高さののりが生じる切土、盛土を伴わないこと。
4　物件の堆積の場合
必要に応じ、道路面や隣地境界に植栽帯や遮へい物を設けること。

方 針	・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一帯)の指定拡大を図ります。

取り組みと実績	・平成 14 年 4 月 2 日、9.0ha が指定拡大(県指定)されました。 ・第 2 次一括法の施行に基づき、平成 25 年 12 月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成 26 年 4 月に施行しました。 ・平成 28 年 12 月 6 日、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。 ・平成 28 年度、風致地区内での建築物の建築等の申請に対し、651 件の許可処分を行いました。 風致地区内の緑化(由比ガ浜) 風致地区内の緑化(扇ガ谷)

鎌倉風致地区		
指定年月日	面　積	備　考
昭和 13 年 1 月 25 日	2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第 25 号
昭和 24 年 5 月 16 日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和 52 年 3 月 30 日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和 63 年 6 月 17 日	2,185　ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成 14 年 4 月 2 日	2,194　ha(変更)	拡大及び区分線の整斉

特別緑地保全地区	
内 容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために、特別緑地保全地区を指定するものです。
方 針	・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取り組みを進めます。 ・10ha 以上の規模を有し、隣接市域と一体となった指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たすとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地の公有地化による保全を図ります。
取り組みと実績	・平成 23 年 9 月の緑の基本計画改訂で、引き続き 10 地区 52.9ha を指定候補地としました。 ・近年の主な取り組みと実績は次のとおりです。 【寺分一丁目地区】 ・平成 19 年 12 月 19 日、寺分一丁目地区(2.3ha)を指定しました。 【天神山地区】 ・平成 20 年 9 月 16 日、天神山特別緑地保全地区(5.0ha)を指定しました。 ・地区内に保安林が含まれているため、平成 19 年 3 月 5 日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 4 月 12 日に農林水産大臣(同17日に県知事からその旨の通知)、同 26 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 【手広・笛田地区】 ・平成 21 年 9 月 14 日、手広・笛田特別緑地保全地区(6.0ha)を指定しました。 ・手広・笛田特別緑地保全地区内には保安林が含まれているため、平成 20 年 2 月 25 日、保安林指定権者(土砂流出防備保安林：農林水産大臣・保健保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 3 月 25 日に農林水産大臣(同 31 日に県知事からその旨の通知)、同 31 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 【常盤山地区】 ・平成 23 年 10 月 18 日、県により常盤山特別緑地保全地区が変更(1ha 拡大、計 19ha)されました。 【等覚寺地区】 ・平成 24 年 8 月 1 日、等覚寺特別緑地保全地区(1.8ha)を指定しました。 【梶原五丁目地区】 ・平成 21 年度、(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区候補地内の土地(1 筆、10,809 ㎡)を買い入れました。 ・平成 24 年 8 月 1 日、梶原五丁目特別緑地保全地区(4.6ha)を指定しました。 玉縄城跡としての歴史文化資源を保全した玉縄城跡特別緑地保全地区 平成 29 年度の指定をめざす特別緑地保全地区指定候補地(上町屋地区)

取り組みと実績	【(仮称)上町屋地区】 ・平成 24 年度、(仮称)上町屋地区内の土地所有者に、指定に対する意向調査等を行いました。 ・平成 24 年 7 月、第 54 回鎌倉市緑政審議会に指定に向けた取り組み状況を報告しました。 ・平成 24 年度、候補地内の土地 2 筆、4,995.01 ㎡を買い入れました。 ・平成 25 年度以降、区域の決定ができず、指定に至っていない旨の通知をする等、候補地内の土地所有者との連絡調整に努めています。 ・平成 29 年度の指定をめざし、都市計画に必要な図書を作成するための予算措置を行いました。 【その他】 ・特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。 ・平成 22 年度、清泉女学院中学高等学校が、玉縄城址特別緑地保全地区内の土地を所有し、緑の保全に貢献したとして、市政功労者表彰(環境保全功労)されました。 ・平成 23 年 12 月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成 28 年 12 月 12 日まで) ・平成 24 年 4 月、第 2 次一括法の施行に伴い、都市緑地法が改正され、特別緑地保全地区における土地の買入れ等の事務が県から市に移譲されました。 ・平成 24 年 4 月、第 2 次一括法の施行に伴い、都市計画法施行令が改正され、10ha 以上の特別緑地保全地区の指定権限が県から市に移譲されました。 ・平成 24 年 4 月、都市緑地法の改正にあわせ「鎌倉市特別緑地保全地区における行為の許可手続等に関する規則」及び「鎌倉市特別緑地保全地区内行為許可基準要綱」を施行しました。 ・平成 28 年 2 月 26 日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、特別緑地保全地区と重なる緑地保全推進地区で行われる行為の規制については、都市緑地法に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図ることとしました。

特別緑地保全地区					
地区名		指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入れに係る協定の締結日
1	城廻地区	3.7ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
2	昌清院地区	0.8ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
3	岡本地区	3.2ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
4	玉縄城址地区	2.4ha	平成 15 年 6 月 17 日	鎌倉市	平成 15 年 8 月 27 日
5	常盤山地区	19　ha	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日	神奈川県	平成 17 年 10 月 24 日
6	寺分一丁目地区	2.3ha	平成 19 年 12 月 19 日	鎌倉市	平成 20 年 2 月 25 日
7	天神山地区	5.0ha	平成 20 年 9 月 16 日	鎌倉市	平成 21 年 1 月 28 日
8	手広・笛田地区	6.0ha	平成 21 年 9 月 14 日	鎌倉市	平成 22 年 1 月 6 日
9	梶原五丁目地区	4.6ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	―
10	等覚寺地区	1.8ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	―
合計		48.8ha			

※平成 16 年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。
なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

※土地の買入れに係る協定(平成 24 年 4 月 1 日付けで失効)は、本市が神奈川県に、従前の都市緑地法第 17 条第 2 項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

※各地区の位置等については、107 ページ以降を参照してください。

保安林

内 容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方 針	・現在の保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。

取り組みと実績

・本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。
・平成 28 年 10 月 4 日、十二所において保健保安林の指定が一部（0.0242ha）解除されました。
・平成 28 年度末現在、171ha の保安林が指定されています。

■森林法第 25 条第 1 項に列挙された目的と保安林の種類

	目 的	種 類	市内指定面積 （　）内は、内兼種面積
第 1 号	水源のかん養	1　水源かん養保安林	－
第 2 号	土砂の流出の防備	2　土砂流出防備保安林	88ha（87ha※1）
第 3 号	土砂の崩壊の防備	3　土砂崩壊防備保安林	17ha（16ha※2）
第 4 号	飛砂の防備	4　飛砂防備保安林	－
第 5 号	風害、水害、潮害、干害、雪害、霧害 の防備	5　防風保安林	－
		6　水害防備保安林	－
		7　潮害防備保安林	0ha※3
		8　干害防備保安林	－
		9　防雪保安林	－
		10　防霧保安林	－
第 6 号	なだれ、落石 の危険の防止	11　なだれ防止保安林	－
		12　落石防止保安林	－
第 7 号	火災の防備	13　防火保安林	－
第 8 号	魚つき	14　魚つき保安林	－
第 9 号	航行の目標の保存	15　航行目標保安林	－
第 10号	公衆の保健	16　保健保安林	114ha（94ha※4）
第 11号	名所又は旧跡の風致の保存	17　風致保安林	60ha（12ha※5）

※1　保健保安林を兼ねるもの 86ha、風致保安林を兼ねるもの 1ha
※2　保健保安林を兼ねるもの 5ha、風致保安林を兼ねるもの 11ha
※3　1ha 未満の指定がされています。
※4　土砂流出防備保安林を兼ねるもの 89ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 5ha、風致保安林を兼ねるもの 0ha
※5　土砂流出防備保安林を兼ねるもの 1ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 11ha、保健保安林を兼ねるもの 0ha
*端数処理により合計面積が一致しません。
*同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。

土砂流出防備保安林兼保健保安林（今泉台七丁目）

取り組みと実績

・平成 20～28 年度に 52 箇所で治山事業が実施されました。

平成 20～25 年度（40 箇所）	環境防災林整備事業	4 箇所(今泉台、山崎、材木座、山ノ内)
	予防治山事業	2 箇所(浄明寺、今泉台)
	小規模治山事業	8 箇所(材木座、山ノ内、材木座 2 箇所、小町 2 箇所、長谷、扇ガ谷)
	治山施設維持管理事業	7 箇所(長谷、山ノ内 2 箇所、小町、坂ノ下、今泉台、山崎)
	都市近郊保安林総合整備事業	19 箇所(大町、二階堂 3 箇所、今泉台、材木座 2 箇所、雪ノ下4 箇所、今泉、小町 2 箇所、佐助 3 箇所、手広、極楽寺)
平成 26 年度（6 箇所）	予防治山事業	1 箇所(雪ノ下)
	小規模治山事業	1 箇所(小町)
	治山施設維持管理事業	2 箇所(今泉台、材木座)
	都市近郊保安林総合整備事業	2 箇所(今泉、材木座)
平成 27 年度（4 箇所）	小規模治山事業	1 箇所(小町)
	治山施設維持管理事業	2 箇所(山崎、雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	1 箇所(小町)
平成 28 年度（2 箇所）	緊急予防治山事業	1 箇所(雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	1 箇所(小町)

雪ノ下での斜面上部の浮石の状況

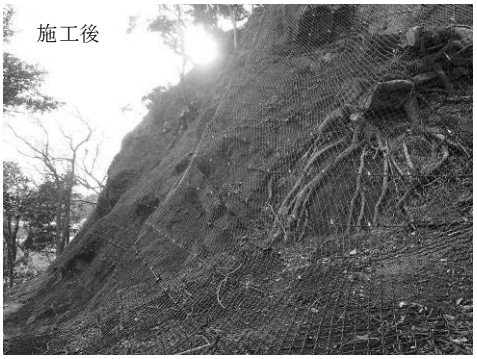

落石を防ぐために落石防止網が張られた雪ノ下の斜面
（写真提供：神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課）

市町村森林整備計画	
内 容	・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を作成するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
主な規制	・伐採・開発に関する許認可制度(保安林以外の地域森林計画の対象森林) (1)林地開発許可…1ha を超える森林の転用(県知事が許可) (2)伐採届　　…1ha 以下の森林の転用(市町村長が受理) 　　…森林の施業を目的の伐採(市町村長が受理)
方 針	・適正な運用を図ります。
取り組みと実績	・平成 21 年度、27 件(9.033ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 22 年度、24 件(14.5375ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 24 年 3 月、鎌倉市森林整備計画書(期間：H20.4.1～H30.3.31)を変更しました。 ・平成 23 年度、21 件(13.7951ha)の伐採届出書が提出されました。(※再提出 1 件を除く) ・平成 24 年度、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25.4.1～H35.3.31)を策定しました。 ・平成 24 年度、24 件(21.3963ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 25 年度、15 件(0.91ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 25 年度、26 件(9.06ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・平成 26 年度、18 件(1.0191ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 26 年度、2 件(0.4977ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・平成 27 年度、23 件(2.6288ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 27 年度、33 件(15.1288ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・平成 28 年度、7 件(13.2628ha)の伐採届出書が提出されました。 ・平成 28 年度、33 件(20.0001ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・平成 29 年 3 月、神奈川地域森林計画書の変更をもとに、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25.4.1～H35.3.31)を変更(第 1 回)しました。 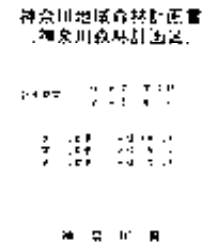 平成 28 年度に変更された神奈川地域森林計画書(左)及び鎌倉市森林整備計画書(右)

史跡名勝・天然記念物指定等	
内 容	・記念物のうち重要なものを史跡名勝または天然記念物に指定する等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。
方 針	・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
取り組みと実績	・平成 23 年度、北条氏常盤亭跡、大町釈迦堂遺跡(34,107.31 ㎡)を買い入れました。 ・平成 23 年度、史跡永福寺跡の植生保存地区において、園路整備等を行いました。 ・平成 24 年 6 月、鎌倉市指定天然記念物「安国論寺のカイドウ」が枯死し、滅失したため、指定を解除しました。 ・平成 24 年度、史跡北条氏常盤亭跡、永福寺跡、鶴岡八幡宮境内の一部(25,193.83 ㎡)を買い入れました。 ・平成 24 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、礎石・束石を用いて、平成 25 年 3 月までに三堂基壇の復元整備等を行いました。 ・平成 25 年度、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内の一部(4,681.58 ㎡)を買い入れました。 ・平成 25 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、南翼廊等の復元を行いました。 ・平成 26 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、遣水等の復元を行いました。 ・平成 26 年度、史跡北条氏常盤亭跡で崖面の崩落対策工事 0.3ha を行いました。 ・平成 27 年 7 月 27～31 日、史跡永福寺跡を市民に公開し、延べ 353 人が来園しました。 ・平成 27 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、苑池の復元を行いました。 ・平成 28 年 3 月 30 日、鶴岡八幡宮が行った史跡鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工し、竣工式と奉祝行事が行われました。 ・平成 29 年 2 月 22 日、史跡鶴岡八幡宮境内の一部(1429.44 ㎡)を買い入れました。 ・平成 28 年 4 月 1 日、国指定史跡永福寺跡条例を施行し、史跡永福寺跡の公開範囲を拡大し、工事予定箇所の一部を除き敷地内を公開しています（約 16,000 ㎡）。 ・平成 28 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、苑池の復元、園路及び広場の整備等を行いました。 ・平成 28 年 4 月 19 日に開催された「日本遺産審査委員会」における審査を経て、「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～(鎌倉市)が、「日本遺産」に認定されました。 ・平成 29 年 3 月、日本遺産いざ鎌倉協議会が日本遺産「いざ鎌倉」を発行しました。 ・平成 29 年 3 月 23 日、認定を記念して、日本遺産いざ鎌倉フォーラムを開催しました。 ・平成 29 年 3 月 25 日から開催された「全国都市緑化よこはまフェア」に関連した自治体 PR の一環として、横浜赤レンガ倉庫に「いざ、鎌倉」のポスター展示を行いました。

公開された史跡永福寺跡

横浜赤レンガ倉庫に展示されたポスター

	～12 年度	～17 年度	～27 年度	28 年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0.14
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.06

農用地区域	
内 容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方 針	・農用地区域の指定により、農地の保全を図ります。
取り組みと実績	・平成 28 年度、市遊休農地解消対策協議会による関谷地区の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として参加しました。 ・平成 28 年度、9 月 2 回・11 月 1 回の 3 回、関谷で市在住の 4 才から中学生のいる家族を対象とした農業体験を実施し、延べ 30 組が参加しました。 ・平成 28 年度末現在、47.9ha の農地が農用地区域として保全されています。（指定は昭和 48 年です。）

生産緑地地区	
内 容	・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するものです。 ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。
方 針	・指定の継続を図ります。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、135 箇所、面積 17.0ha の生産緑地地区を指定しています。

	12 年度	17 年度	23 年度	28 年度
指定箇所数の推移（箇所）	151	146	139	135
指定面積の推移(ha)	18.4	18.1	17.4	17.0

○保全すべき緑地の確保に関係する事項

急傾斜地崩壊危険区域		
内 容	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定により、標識の設置、行為の制限、急傾斜地崩壊防止工事等を行い、住民の安全を確保し、急傾斜地を保全するものです。	 稲村ガ崎三丁目で施工された急傾斜地崩壊防止工事 （写真提供：神奈川県藤沢土木事務所河川砂防第二課）
取り組みと実績	・平成 28 年度、神奈川県藤沢土木事務所により、稲村ガ崎三丁目地区外 6 箇所で急傾斜地崩壊防止工事が発注されました。 ・平成 28 年度末現在、市内に 94 区域・165.55ha の急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。	

（２）歴史的風致の維持向上に関する制度

歴史的風致維持向上計画	
内　容	・歴史的価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境(歴史的風致※1)の維持・向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律※2※3 に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、計画に登載した構成事業を推進するものです。
方　針	・歴史的風致維持向上計画の進行管理に取り組みます。
取り組みと実績	・平成 26 年度を初年度とする市総合計画第 3 期基本計画の「計画の推進に向けた考え方」に、「歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～」を位置付け、取り組みを進めていくこととしました。 ・平成 25 年度、歴史まちづくりの推進に必要な庁内調整を行う組織として「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を設置しました。 ・平成 26 年 4 月、「世界遺産登録推進担当」の組織名称を「歴史まちづくり推進担当」へ変更し、今後、世界遺産登録推進と歴史まちづくりを一体的に進めていく事務を所掌することとしました。 ・平成 26～27 年度、(仮称)鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定にあたり、法を所管する国土交通省・文部科学省・農林水産省との協議を進めました。 ・平成 26 年度、鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定アドバイザー会議を 3 回開催し、鎌倉の歴史的風致についての検討を進めました。 ・平成 27 年度、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を 3 回開催し、計画策定に向けた取り組みを進めました。 ・平成 27 年 8 月、歴史的風致維持向上計画について周知を行い、鎌倉の魅力や価値を皆で共有するために「かまくら歴史まちづくりワールド・カフェ」を浄光明寺で開催し、14 名の参加がありました。 ・平成 27 年 12 月、鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成 28 年 1 月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。 ・平成 28 年 2 月 1 日号の「広報かまくら」一面で「歴史的遺産と共生するまちづくりについて」として「大切にしたい歴史的風致」を掲載しました。 ・平成 29 年 3 月 13 日、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を開催し、平成 28 年度進行管理・評価シートを作成し、委員の意見を聴取しました。 ・平成 29 年 3 月 29 日、「御成小学校旧講堂」を歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致形成建造物に指定しました。 ・本計画の歴史的風致をベースに、平成 28 年 4 月 25 日、鎌倉のストーリー「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまち～」が文化庁の日本遺産に認定されました。 ・第 33 回全国都市緑化よこはまフェア開催期間中、横浜赤レンガ倉庫 1 号館 2 階に、日本遺産ポスターを掲示しました。

※1 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義(歴史まちづくり法)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。
※2 通称「歴史まちづくり法」
※3 「歴史まちづくり法」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省が共管し、国土交通省は都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室が所管しています。また、「古都保存法」も国土交通省の同課が所管しています。(平成 29 年 3 月末現在)

（３）法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内 容	・土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めることを目的として、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方 針	・土地所有者の協力を得て、整備を行います。
取り組みと実績	・平成 28～29 年度、特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599 ㎡・86 区画)で、第 11 期利用者(平成 28 年度から 2 ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。 ・神奈川県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、1,126 ㎡、6 区画を貸し出しています。 ・民間による市民農園が今泉台で 1 箇所開設・運営されています。 大船地区市民農園

市民緑地契約	
内 容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方 針	・関係する施策の進捗状況などを踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
取り組みと実績	・平成 21 年 3 月 30 日、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」※を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成 21 年 12 月、鎌倉広町緑地の計画地内で、鎌倉山二丁目 1 号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。 ・平成 22 年 2 月、鎌倉広町緑地の計画地内で、七里ガ浜東五丁目 1 号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。 ・平成 23 年 12 月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木 1 号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成 28 年 12 月 12 日まで) ・平成 23 年度、植木 1 号市民緑地に、公開に必要な施設を整備しました。 ・平成 26 年 12 月、鎌倉広町緑地の計画地内で、鎌倉山二丁目 1 号市民緑地について、市民緑地契約を更新(契約期間：平成 31 年 12 月 21 日まで)しました。 ・平成 27 年 2 月、鎌倉広町緑地の計画地内で、七里ガ浜東五丁目 1 号市民緑地について、市民緑地契約を更新(契約期間:平成 32 年 2 月 17 日まで)しました。 ・平成 27 年 3 月、鎌倉広町緑地の用地取得に伴い、鎌倉山二丁目 1 号市民緑地の一部と七里ガ浜東五丁目 1 号緑地について、市民緑地契約を解除しました。 ・平成 28 年 12 月 12 日、植木 1 号市民緑地について、市民緑地契約を更新しました。 植木 1 号市民緑地

※市民緑地愛護会については、90 ページを参照してください。

市民緑地名	面　積(㎡)	設置期間	契約年数
鎌倉山二丁目 1 号市民緑地	2,022	平成 26 年 12 月 22 日～平成 31 年 12 月 21 日	5 年
植木 1 号市民緑地	395	平成 28 年 12 月 13 日～平成 33 年 12 月 12 日	5 年

（４）市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業	
内 容	・保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、市域の市街地に拡がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐・枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
方 針	・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用します。 ・現行の保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業を、所有者が「緑地の管理に係る奨励金等の交付」と「市による所有地の維持管理」等として選択することができる制度とする等、効果的な制度運用・充実の方向性を検討します。
取り組みと実績	【保存樹木・樹林制度】 ・平成 28 年度末現在、保存樹林 249.60ha、保存樹木 331 本、保存生け垣 9,734.94 ㎡を指定しています。 【緑地保全契約】 ・平成 21 年度に、台保全配慮地区及び鎌倉広町緑地の計画地内で、新たに 3 件 5 筆、面積 0.56ha の緑地に対して、緑地保全契約を締結し保全を図りました。 ・平成 22 年度に、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区)内で、新たに 1 件 15 筆、面積 0.55ha の緑地に対して、緑地保全契約を締結し保全を図りました。 ・平成 23 年度に、貞宗寺特別緑地保全地区候補地内で、2 件 2 筆(0.25ha)の緑地に対して、緑地保全契約を締結しました。 ・平成 28 年度末現在、117 件、面積 53.60ha の緑地で、緑地保全契約を締結しています。 【樹林管理事業】 ・平成 28 年度は、山ノ内・今泉地区で実施し、枝払い、伐採、灌木伐採を行いました。 【その他】 ・公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、平成 28 年度は 247,000 円の助成を得ています。 ・平成 23 年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を段階的に減額しています。 ・平成 23 年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するか検討しました。 【検討結果】 ・アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 ・段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定の目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。

保存樹木・樹林制度	12 年度	17 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
指定樹林面積の推移(ha)	350.41	322.77	286.15	269.61	260.33	266.63	254.34	249.60
指定樹木本数の推移(本)	374	370	365	342	341	333	334	331
指定生け垣面積の推移(㎡)	14,099	12,893	11,325	11,291	10,724	10,564	10,100	9,735

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。
※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	12 年度	17 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
緑地保全契約件数の推移(件)	126	135	135	132	129	127	127	117
緑地保全契約面積の推移(ha)	67.98	73.68	70.86	67.85	65.12	56.23	56.23	53.60

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	12 年度	17 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
枝払い等実施本数(本)	682	465	180	183	144	185	204	192
枝払い等実施延長(m)	372	948	290	－	－	136	55	143
枝打ち・間伐の面積(㎡)	－	800	－	－	－	－	－	－
実施地区	大町・材木座地区	十二所・浄明寺地区	十二所・浄明寺地区	大町・材木座地区	長谷・極楽寺地区	佐助・御成地区	八幡宮地区	山ノ内・今泉地区

※対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは、各 1 地区ずつ順番に、6 年サイクルで事業を実施していましたが、平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施していきます。

緑地保全推進地区	
内 容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方 針	・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。 ・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。
取り組みと実績	・平成 9 年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22 箇所を指定候補地としました。 ・鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成 12 年に 6 地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計 34.85ha、平成 17 年に 1 地区(青蓮寺地区)1.50ha を指定し、緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。 小動岬緑地保全推進地区(特別緑地保全地区指定候補地) 【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】 ・岡本地区は 3.2ha を、昌清院地区は 0.8ha を平成 14 年 4 月 30 日に特別緑地保全地区に指定しました。 ・六国見山森林公園地区は、風致公園として整備しました。 ・岩瀬地区(15.62ha)は、平成 18 年 12 月 28 日に首都圏近郊緑地保全法に基づく円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に指定(拡大)され、平成 23 年 10 月 18 日に、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定されました。 ・寺分一丁目地区は、2.3ha を平成 19 年 12 月 19 日に、特別緑地保全地区に指定しました。 ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用の考え方について、第 41 回及び第 42 回鎌倉市緑政審議会に報告しました。 ・小動岬地区、青蓮寺地区は、その過半が保安林の指定により保全されています。 ・平成 22 年度、岡本緑地保全推進地区(岡本保全配慮地区)において、緑地保全契約 1 件、面積 5,507 ㎡を新たに締結しました。 ・平成 26 年 10 月、岡本緑地保全推進地区(岡本保全配慮地区と重複)の一部を含む土地(面積 1,984.65 ㎡)の寄附を受けました。 ・平成 28 年 2 月 26 日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとしました。

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成 12 年 4 月 28 日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成 12 年 4 月 28 日	
岡本	5.19ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成 12 年 4 月 28 日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5 ha	平成 17 年 3 月 30 日	
合計	36.35ha		

※従前の都市緑地保全法に基づく緑地保全地区は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」とみなされますが、鎌倉市では、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては変更されていません。

■市独自制度による指定地(平成 22 年度末の指定状況です)

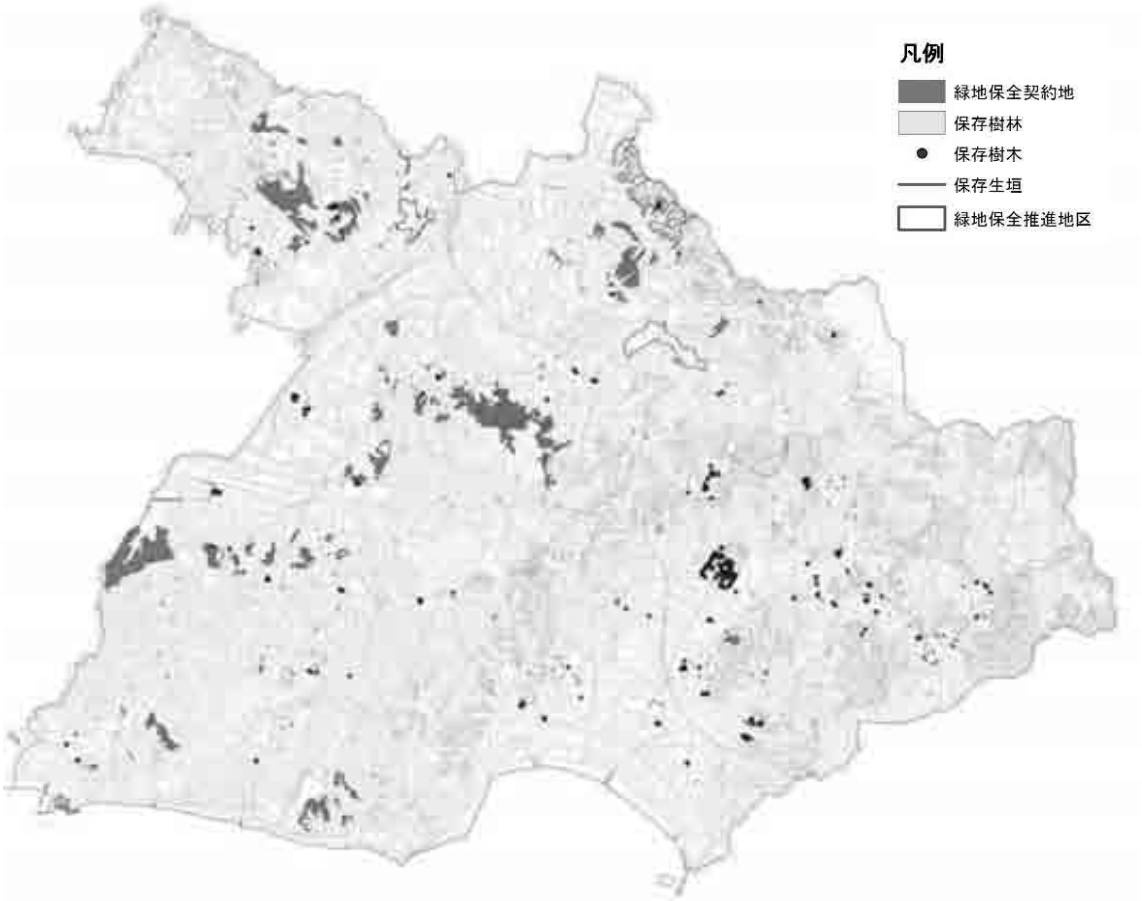

緑地寄附受け入れ基準	
内 容	・緑地の所有者からの寄附の申出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方 針	・個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続フロー等に基づき対応します。

取り組みと実績

・平成 20 年度、県が特別緑地保全地区等の緑地の寄附受け入れについて、統一的な取扱いを図るため「特別緑地保全地区等の緑地の標準的な寄附受入基準」、「特別緑地保全地区等の緑地の寄附受入事務の流れ」を定めました。
・平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄付受入取扱要件」を定めました。
・平成 25 年度、市への土地寄附の申入れに対する手続フローを定めました。
・平成 27 年度、県が今泉五丁目の緑地(計 1 筆、面積 0.005ha)の寄附を受けました。

開発に伴い寄附を受けた緑地(手広二丁目)

・平成 27 年度、開発に伴い関谷字下坪の緑地(関谷保全配慮地区、計 2 筆、面積 0.15ha)の寄附を受けました。
・平成 28 年度、開発に伴い手広二丁目の緑地(計 2 筆、面積 0.05ha)の寄附を受けました。

■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(緑地名称は仮称)

年度	緑地名称	所在地	面積(ha)	備考
21	山ノ内宮下小路	山ノ内 663 番	0.12	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
	今泉台 9 号	今泉台一丁目 1235 番1 他	0.62	
	山ノ内西瓜ヶ谷2 号	山ノ内字西瓜ヶ谷 992 番	0.04	(仮称)山崎・台峯緑地
	山ノ内西瓜ヶ谷3 号	山ノ内字西瓜ヶ994 番 5 他2 筆	0.00	(仮称)山崎・台峯緑地
22	岩瀬 3 号	岩瀬字内耕地 919 番	0.71	岩瀬保全配慮地区
	長谷 3 号	長谷五丁目 361 番 3 他2	2.08	古都 4 条区域
	材木座 1 号(拡大)	材木座四丁目 343 番	0.28	古都 4 条区域
	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁目40 番 1	1.55	古都 4 条区域
	玉縄城址特別緑地(拡大)	植木字植谷戸 74 番	0.00	玉縄城址特別緑地保地区
23	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁331 番他 4	0.36	古都 4 条区域
26	腰越 4 号	腰越五丁目 291 番 7	0.05	
27	下坪	関谷字下坪 387 番 80 他 1	0.15	関谷保全配慮地区
28	手広 2 号	手広二丁目 514 番 8 外 1 筆	0.05	

■神奈川県における緑地寄附の受け入れ状況

年度	所在地	面積(ha)	備考
23	極楽寺一丁目 127 番 3 他	0.56	古都 6 条地区
24	二階堂字亀ヶ渕 245 番他	1.71	古都 6 条地区
25	佐助二丁目 762 番 1	0.13	古都 6 条地区
26	大町六丁目 1431 番 1	0.03	古都 6 条地区
27	今泉五丁目 1030 番 6	0.005	古都 6 条地区
28	-	-	

※他に、開発事業に伴う緑地が市へ移管されています。(平成 8～28 年度実績：30 箇所、5.54ha)

○保全配慮地区の設定による事業の展開

緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。	
内 容	・緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区(将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです)の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、市民の協力のもとに条例等による保全措置などを図る地区を緑の基本計画において設定するもので、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方 針	・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全をめざす緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 ・市民の自発的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。
取り組みと実績	・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 【平成 18 年度】 ・平成 18 年 7 月、緑の基本計画の改訂により、9 地区 315.3ha の保全配慮地区を設定しました。 ・平成 18 年 12 月、常盤山保全配慮地区の施策展開として、地区の一部を特別緑地保全地区候補地に位置付けました。 【平成 19 年度】 ・(仮称)山崎・台峯緑地の基本計画の確定に伴い、台保全配慮地区の設定を 1.2ha 拡大しました。 ・緑地保全に配慮を求める文書により保全配慮地区内の建築等に対する取り組みを開始しました。 ・平成 20 年 3 月、台保全配慮地区内の一部を、かながわトラストみどり基金による緑地の買入れ候補地に推薦しました。 【平成 20 年度】 ・平成 20 年 10 月、(仮称)手広･笛田特別緑地保全地区指定の方針の決定に伴い、笛田保全配慮地区の設定の変更方針を定めました ・平成 20 年 12 月、台保全配慮地区の施策展開として、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付けました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区は 9 地区 314.0ha となりました。 ・平成 21 年 1 月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成 21 年 2 月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地について、特別緑地保全地区指定により保全する方向で取り組む方針を決定しました。 岩瀬保全配慮地区を望む

取り組みと実績	【平成 21 年度】 ・平成 21 年 6 月、岩瀬・山ノ内保全配慮地区内の緑地(1 筆、面積 1,190 ㎡)の寄附を受納しました。 ・平成 21 年 8 月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地(4.6ha)を、特別緑地保全地区の候補地に定めました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区は、9 地区 309.4ha になりました。 ・台保全配慮地区、及び常盤山保全配慮地区において、緑地保全契約 1 件、保存樹林 1 件、合計面積 584 ㎡について新たに指定等をしました。 ・平成 21 年 9 月、台保全配慮地区内の緑地(1 筆、面積 433 ㎡)の寄附を受納しました。 ・平成 22 年 2 月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成 22 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成 21 年度、常盤山保全配慮地区内で、梶原六本松公園を整備しました。 【平成 22 年度】 ・平成 22 年 4 月 1 日、常盤山保全配慮地区内で、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 22 年 4 月、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷 3 号緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(3 筆、45.98 ㎡)の寄附を受納しました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227 ㎡)を保全のために買い入れました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成 22 年度に買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成 23 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区内)において、緑地保全契約 1 件、面積 5,507 ㎡を新たに締結しました。 【平成 23 年度】 ・平成 23 年 9 月、緑の基本計画の改訂により、「(仮称)手広･笛田特別緑地保全地区指定の方針」の決定を反映して笛田保全配慮地区を拡大(1.3ha)するとともに、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(8.9ha、台保全配慮地区の一部)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地※としました。 ・上記の改訂により、保全配慮地区は、9 地区 301.5ha になりました。 【平成 24 年度】 ・鎌倉山保全配慮地区で、鎌倉山二丁目におけるヤマザクラ植栽運動が行われ、地域住民らにより 34 本のヤマザクラが植栽されました。 【平成 26 年度】 ・平成 26 年 10 月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積 1,984.65 ㎡)の寄附を受けました。 【平成 27 年度】 ・平成 27 年 9 月、開発に伴い、関谷字下坪(関谷保全配慮地区)の土地(面積 1,491.47 ㎡)の寄附を受けました。

※以下、本書において、平成 23 年 9 月以降の取り組みと実績に関する記載については、名称を「(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)」とします。関連する取り組みと実績については、「都市緑地」の項(60 ページ)を参照してください。

（５）緑地保全財源の確保等

緑地保全基金	
内 容	・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく、制度・事業の対象地などに対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行うなどすることにより、良好な樹林地の永続的な保全をめざすものです。
方 針	・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
取り組みと実績	・「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 ・平成 28 年度末現在の累計額は積立総額が 13,462,400 千円、使用総額が 12,880,397 千円です。 ・緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 ・寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ・ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 寄附を呼びかけるメッセージを載せたポスター 【募金にかかる取り組み】 ・毎年、鎌倉市緑化まつりの会場に募金箱を設置しています。 ・平成 27 年 7 月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。 ・平成 28 年 5 月 15 日、第 13 回大船まつりにて緑化啓発活動（募金活動）を行いました。 ・平成 28 年 10 月 15 日号の「広報かまくら」一面ほかで平成 27 年度ふるさと寄附金を活用した寄附実績について紹介しました。 ・平成 29 年 1 月、寄附を呼びかけるメッセージを載せたポスターを作成し、みどり課窓口や庁内掲示板に掲示し、より多くの寄附をいただく取り組みを進めています。 ・平成 29 年 1 月 23 日、第 64 回鎌倉市緑政審議会に「鎌倉市緑地保全基金の推移状況について」を報告しました。

・平成 28 年度中の寄附及び募金箱へ協力をいただいた状況は次のとおりです。

月	寄　附　金		募金箱への募金(円)
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)	
4	1,094	鎌倉市政を考える市民の会	
	20,000	鎌倉広町緑地友の会	
	5,160	国分　哲男	
	732	鎌倉 KK スポーツユナイテッド	
5	40,000	小川　拓也	4,103
	1,683	鎌倉市政を考える市民の会	
	17,400	山ノ内下町中町内会	
	80,000	匿名(個人)　3 名	
6	22,975	鎌倉山さくら道の会	26,108
	1,235	鎌倉市政を考える市民の会	
	40,000	匿名(個人)　3 名	
7	1,600	鎌倉市政を考える市民の会	6,000
	10,000	鎌倉広町緑地友の会	
	30,000	匿名(個人)	
8	1,386	鎌倉市政を考える市民の会	4,202
	10,000	匿名(個人)	
9	700	鎌倉市政を考える市民の会	
	30,000	三菱電機マイコン機器ソフトウエア株式会社	
	5,000	湘南フェスタ実行委員会	
	258,000	匿名(個人)　4 名	
10	650	鎌倉市政を考える市民の会	
	20,000	匿名(個人)　2 名	
11	200,000	松島　毅	2,100
	847	鎌倉市政を考える市民の会	
	424,000	匿名(個人)　11 名	
12	80,000	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部	
	20,000	鎌倉広町緑地友の会	
	1,800	鎌倉市政を考える市民の会	
	10,000	永井　淳一	
	68,864	源氏山太極拳同好会一同	
	100,000	松原　哲	
	986,000	匿名(個人)　9 名	
1	10,000	スノー　ジョン	5,139
	20,000	吉澤　慎	
	50,000	山下　寛子	
	18,000	土屋　義夫	
	10,000	古川　明和	
	1,066	鎌倉市政を考える市民の会	
	16,478	広町緑地・収穫祭実行委員会	
	250,000	鎌倉ユネスコ協会	
	604,000	匿名(個人)　17 名	

※この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

・平成 28 年度中の寄附及び募金箱へ協力をいただいた状況は次のとおりです。

月	寄　附　金		募金箱への募金(円)
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)	
2	1,300	鎌倉市政を考える市民の会	
	20,000	匿名(個人)	
3	3,320	鎌倉市政を考える市民の会	
	33,225	特定非営利活動法人鎌倉みどりのレンジャー	
	86,000	仲山　由加里	
	108,000	匿名(個人)　3 名	
計	3,720,515		計　47,652

※この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

基金の運用状況	12 年度	17 年度	22 年度	27 年度	28 年度
積立額<含、利息>(千円)	33,886	52,410	5,427	1,397	387
寄附額<含、募金>(千円)	10	6,338	568	2,683	3,768
処分額(千円)	194,926	377,985	357,610	206,566	178,130
残額(千円)	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	582,002

基金による土地の買入れ	～12 年度	～17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
買入れ面積(緑地分)(ha)	14.00	9.11	2.80	10.84	3.88
買入れ面積の累計(緑地分)(ha)	14.00	23.11	25.91	36.75	40.63
取得面積(公園分)(ha)	0.00	19.77	25.17	21.52	3.70
取得面積の累計(公園分)(ha)	0.00	19.77	44.94	66.46	70.16
買入れ面積の累計(全体)(ha)	14.00	42.88	70.85	103.21	110.79

市民公募債	
内 容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。
方 針	・過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。
取り組みと実績	・平成 15 年 12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行しました。 ・平成 20 年度、上記についてすべて償還し、平成 21 年度からみどり債借換債を償還しています。

（６）緑地の質の充実

<table>
<tr><th colspan="2">確保緑地の適正整備</th></tr>
<tr><td>内 容</td><td>・特別緑地保全地区に指定する等した緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する、未来に誇れる価値ある緑の創造をしていくものです。</td></tr>
<tr><td>方 針</td><td>・特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。
・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組みます。</td></tr>
<tr><td>取り組みと実績</td><td>・緑地の機能的･環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成 21 年度からの新たな市実施計画事業としました。
・平成 21 年度、事業方針を第 46 回鎌倉市緑政審議会に報告しました。
・平成 21 年度～28 年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。（平成 28 年度の確保緑地の適正整備事業の実績については、118 ページを参照してください。）

・平成 28 年度、確保緑地の適正整備とは別に、市有緑地を対象として次の緑地維持管理事業を実施しました。
<table>
<tr><th>内　容</th><th>件数</th><th>施工箇所※</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>落石防止網設置修繕等</td><td>5 件</td><td>浄明寺緑地</td><td>外 3 緑地</td></tr>
<tr><td>緑地維持管理(除草)</td><td>3 件</td><td>(仮称)稲村ガ崎 1-1 号緑地</td><td>外 77 緑地</td></tr>
<tr><td>緑地維持管理(枝払い)等</td><td>33 件</td><td>(仮称)胡桃ヶ谷緑地　他</td><td></td></tr>
</table>
・平成 28 年度、緑地維持管理事業に関連し、今後の緑地の管理計画をたてるために、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査の予算措置をしました。

・平成 26 年度、神奈川県が県有緑地(歴史的風土特別保存地区内)を対象として、平成 24 年度にまとめた「古都保存法緑地管理指針」に基づき、「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。
・上記に基づき、平成 28 年度は次の緑地維持管理事業を実施しました。
<table>
<tr><th>内　容</th><th>件数</th><th>施工箇所</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>草刈り、枝払い等</td><td>113 件</td><td>建長寺・浄智寺・八幡宮歴史的風土特別保存地区 鎌倉市常盤　他</td><td>神奈川県による施工</td></tr>
<tr><td>土砂崩壊防止施設等</td><td>12 件</td><td>極楽寺歴史的風土特別保存地区 鎌倉市極楽寺二丁目　他</td><td>神奈川県による施工</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

流域の自然環境調査等の推進（検討）	
内 容	・流域生態系の保全・再生に向けた取り組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために調査を行うものです。
方 針	・平成 15 年 3 月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、「種の地域性に配慮した自然環境の保全・回復」をめざした自然環境調査等を実施する方針を示します。 ・生物の生息生育環境の向上に係る取り組みを推進します。
取り組みと実績	・鎌倉市市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 ・下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 ・市内の緑地等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオハンゴンソウ、アレチウリ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータなどが確認されています。

自然保護奨励金の交付	
内 容	・自然環境を保全するために、地域制緑地等の指定地域内の交付対象地(山林・原野・池沼)の手入れを行った所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、神奈川県が奨励金を交付するものです。 ・鎌倉市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」です。
制度概要	・交付対象地は、(1)自然環境保全地域　(2)国立公園　(3)国定公園　(4)県立自然公園　(5)歴史的風土保存区域　(6)近郊緑地保全区域　(7)特別緑地保全地区　(8)風致地区　(9)保安林です。 ※(8)…(1)～(7)の地域以外の市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限ります。 (9)…(1)～(8)の地域以外です。 ・奨励金は、8,000 円/ha(県東部地域)です。 ※奨励金の限度額は、40 万円(県東部地域)です。 ※1ha 以上の土地所有者が対象です。 ※平成 25 年度からは、交付対象緑地の手入れを行った所有者に限り、奨励金が交付されます。
方 針	・県との連携による事務を行います。
取り組みと実績	・平成 28 年度、神奈川県が鎌倉市内の歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の交付対象地 38 件(合計面積 171ha)に対して奨励金を交付しました。

緑地の管理指針の作成(検討)	
内 容	・緑地の質の充実をめざした管理指針を作成し、保全すべき緑地の質の充実を図るものです。
方 針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画(平成 19 年策定)にも配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。
取り組みと実績	・市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。策定した保存管理計画の中で、史跡の保存管理を適切に行うため、自然的調査をもとにした維持管理行為としての必要性の高い植生管理等について、管理方針、管理項目及びその方法を示しました。(策定された保存管理計画については、22 ページに記載しています。) ・平成 23 年度、県が、鎌倉市内の古都保存法による歴史的風土特別保存地区の山林を対象に、地形と植生によりタイプ別エリアに分け、それぞれのエリアについて、一般的な維持管理の方向性を示す「緑地管理の方向性」を取りまとめました。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめました。 ・平成 26 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。

緑地保全・管理の広域的対応	
内 容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方 針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
取り組みと実績	・平成 19 年 2 月 14 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。(国土交通省告示第 130 号、保全計画は、「Ⅲ　関係資料」に記載しています。) ・平成 18 年度から「多摩･三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長：涌井史郎　東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・平成 19 年 3 月、多摩・三浦丘陵広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」が確認されました。 ・平成 23 年度から 24 年度に、神奈川県が、緑地管理に関する情報共有等を図り、より質の高いみどり行政を推進するため、横須賀三浦地域の各市町(逗子市、三浦市、横須賀市、葉山町、鎌倉市)の緑地担当者による、「みどり行政連絡会議」を開催し、緑地管理等に関する情報交換、意見交換を行いました。 ・第 2 次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめました。 ・平成 24 年度、国土交通省により「水と緑のエコロジカル・ネットワーク形成推進検討会　横浜つながりの森・北鎌倉周辺地域検討会」が開催され、横浜市、県、本市職員が参画しました。 ・平成 26 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。 ・平成 26～27 年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ○試行実験の概要 ・鎌倉風致保存会の事業である「みどりのボランティア」にあわせて、参加者の募集を呼びかけました。 ・新たな地域や世代からの参加者の増加、作業指導者の指導の機会増加に繋げるための課題等について検証するため、国による同ボランティア参加者、過去の参加者へのアンケートを実施しました。 ・平成 27 年 7 月、鎌倉風致保存会の理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました。 ・平成 28 年 4 月 28 日、三浦半島サミットに関連した第 1 回「三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議」が開催され、情報交換及び広域で連携可能な事業について検討を行いました。 ・平成 28 年 10 月 15 日、多摩・三浦丘陵ウォーキングラリー「人々が守り育てる、新しい緑と懐かしい緑に出会う」が開催されました（主催：多摩・三浦丘陵広域連携会議）。 ・平成 28 年 12 月 2 日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。

（7）都市公園等としての保全・整備等

街区公園	
内 容	・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する、最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方 針	・街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくりの計画にあわせて、配置・整備を行います。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、234 公園、面積 21.49ha の街区公園を整備供用しています。 ・平成 28 年度、西鎌倉すずめ公園、腰越かに公園、滝ノ入南公園等 12 箇所に新たな遊具を設置しました。 たまなわ児童遊園に新しく設置した滑り台

	～12 年度	17 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
再整備箇所数	3	－	－	1※	－	－	1	－
供用開始箇所数（街区公園総数）	30（197）	－（210）	2（229）	1（230）	－（230）	3（233）	1（234）	0（234）
供用面積（ha）	19.5	20.1	21.2	21.2	21.2	21.3	21.5	21.5

※平成 25 年 2 月 15 日に着手しましたが、事故繰越により、竣工日は平成 25 年 4 月 30 日になりました。

近隣公園・地区公園	
内 容	・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進するものです。
方 針	・都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。
取り組みと実績	【近隣公園】 ・平成 28 年度末現在、2 公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計 1.4ha を供用しています。 ・いわせ下関青少年広場について、平成 23 年 6 月 29 日に岩瀬下関防災公園(近隣公園)として 0.9ha を都市計画決定し、平成 23 年 7 月 29 日に都市計画事業認可されました。 ・いわせ下関青少年広場において、平成 22 年度から 26 年度にかけて、独立行政法人都市再生機構による岩瀬下関地区防災公園街区整備事業を進め、近隣公園として整備を行いました。 笛田一丁目公園に植栽したシンボルツリー ・平成 27 年 4 月 1 日、岩瀬下関防災公園を供用開始し、5 月 23 日に開園式を行いました。 ・平成 26 年度、(仮称)笛田一丁目公園の実施設計を策定しました。 ・平成 26 年度、(仮称)笛田一丁目公園の用地 0.08ha を取得しました。 ・平成 28 年 3 月、(仮称)笛田一丁目公園の工事が竣工しました。 ・平成 28 年 5 月 1 日、笛田一丁目公園を供用開始しました。 【地区公園】 ・平成 28 年度末現在、2 公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計 15.4ha を供用しています。 ※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。 ※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。 ・平成 26 年 3 月、笛田公園に福島の三春滝桜が植樹されました。 ・平成 26 年 8 月から、笛田公園のネーミングライツパートナーを募集しています。

総合公園	
内 容	・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。
方 針	・鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、1 公園、面積 7.0ha の総合公園を整備し、供用しています。 ・平成 18 年 10 月 27 日、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区が「日本の歴史公園 100 選※」に選定されました。 ※日本の歴史公園 100 選は、都市公園法の施行 50 周年を記念して、「都市公園法施行 50 周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。 ・平成 21、24 年度、鎌倉海浜公園で保存展示している江ノ電 100 形 107 号「通称・タンコロ」の補修工事を行いました。 ・平成 23 年度、平成 24 年度に鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に新たな遊具を設置しました。 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区の広場で遊ぶ子ども達 ・平成 24 年 5 月、鎌倉市公園協会が「てくてく日和・公園であそぼ in 鎌倉きらめく海へ！～鎌倉海浜公園～」を発行しました。 ・平成 26 年 8 月から、鎌倉海浜公園のネーミングライツパートナーを募集しています。 ・平成 28 年 4 月、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区の法面が一部崩落し、隣接する道路法面と一体で、神奈川県が落石防止対策工事を実施しました。

MEMO

風致公園・歴史公園	
内 容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方 針	・鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)の整備に取り組みます。 ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘を風致公園の整備に向けて推進します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的に歴史公園として整備します。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、4 公園(散在ガ池森林公園・鎌倉中央公園・六国見山森林公園・夫婦池公園)、面積計 50.0ha の風致公園が供用しています。 【散在ガ池森林公園】 ・平成 26 年 9 月、鎌倉市公園協会が、パンフレット「神秘の湖、散在ガ池で自然とふれあう散在ガ池森林公園　この木なんの樹？マップ」を発行しました。 【鎌倉中央公園】 ・平成 29 年 2 月 13 日、間伐材等の無料配布を行いました。 【六国見山森林公園】 ・平成 19 年 4 月 1 日、六国見山森林公園を供用開始しました。 ・平成 28 年度、ヤマザクラ 10 本を植栽しました。 【夫婦池公園】 ・平成 21 年 4 月 1 日、夫婦池公園を供用開始し、同年 4 月 3 日、開園式を行いました。 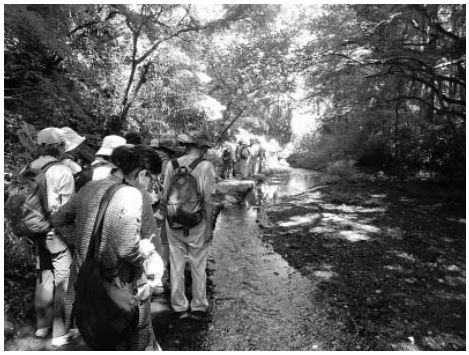 初秋の散在ガ池公園 鎌倉中央公園で行われた間伐材の無料配布

取り組みと実績	【鎌倉中央公園拡大区域(台峯)】 ・(仮称)山崎・台峯緑地のうち、鎌倉中央公園拡大区域について、平成 19 年 11 月 16 日に都市計画変更決定(拡大面積 27.5ha)がされ、平成 20 年 1 月 22 日に事業認可を取得しました。 ・各保全団体が結成した台峯保全連絡会と維持管理方針策定に向けた会議を開催するとともに、現地調査や試行作業を実施しました。 ・平成 27 年 9 月 29 日、(仮称)山崎・台峯緑地実施設計が確定しました。 ・平成 28 年度、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地の一部 28,424.28 ㎡を買い入れました。 ・平成 28 年度末までの用地取得率は、89.8%となりました。 ・平成 29 年 2 月 6 日から、(仮称)山崎・台峯緑地整備工事におけるため池の浚渫工事を開始しました。 鎌倉中央公園拡大区域(台峯)で行われたため池の浚渫工事 【史跡永福寺跡】 ・平成 23 年度、史跡永福寺跡の植生保存地区において、園路整備等を行いました。 ・平成 24 年度、史跡永福寺跡の一部(234.38 ㎡)を買い入れました。 ・平成 24 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、礎石・束石を用いて、平成 25 年 3 月までに三堂基壇の復元整等を行いました。(平成 25 年 1 月 24 日に、鎌倉市緑政審議会による視察) ・平成 25～27 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、南翼廊、遣水、苑池等の復元を行いました。 ・平成 27 年 7 月 27～31 日、史跡永福寺跡を市民に公開し、延べ 353 人が来園しました。 ・平成 28 年 4 月 1 日、国指定史跡永福寺跡条例を施行し、史跡永福寺跡の公開範囲を拡大し、工事予定箇所の一部を除き敷地内を公開しています（約 16,000 ㎡）。 ・平成 28 年度、史跡永福寺跡の整備を進め、苑池の復元、園路及び広場の整備等を行いました。

鎌倉中央公園拡大区域(台峯)	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
用地取得面積(㎡)	－	－	109,617	94,313	28,428.28

※平成 17 年度、旧土地区画整理事業予定地 10.9ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得

夫婦池公園	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
用地取得面積(㎡)	25,051	2,171.93	1,088	1,051.62	－

※平成 21 年度に夫婦池公園を供用開始しています。

都市林	
内 容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方 針	・鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
取り組みと実績	・平成 17 年 6 月 28 日、鎌倉広町緑地を都市計画決定(面積 48.1ha)しました。 ・市民との連携による緑地の整備・保全作業の取り組みを進めています。 ・市民と市が協働で立ち上げた「広町自然観察の会」、「広町田んぼの会」、「広町畑の会」、「広町森の会」、「広町散策路の会」が保全活動を実施し、活動の節目には「田植え祭」、「稲刈り祭」、「藍染教室」、「コンニャクつくり」、「収穫祭」、「自然観察会」等の開催や、学校・福祉団体への収穫物の寄附、学校等の環境学習の受入れ、「自然観察調査報告集」の発行を行いました。これらの活動に対し、作業用具等の貸与、印刷製本、ボランティア保険の加入などの支援を行いました。 鎌倉広町緑地収穫祭 ・平成 21 年度、鎌倉広町緑地として都市計画決定している区域内の個人・法人所有地の計 2.25ha について、市民緑地契約を締結し、公開に必要となる必要最小限の整備を実施しました。 ・平成 21 年度から、ウルシ林の保全・活用に向けて、老木を伐採し、萌芽更新を促しました。(平成 25 年 3 月に 3 本伐採を行い、現在経過観察を行っています。) ・平成 24 年度、鎌倉広町緑地実施設計について、基本構想の理念に基づき実施設計を確定しました。 ・平成 24～28 年度、「広町自然観察の会」により、「鎌倉広町緑地自然観察調査報告集」(Vol.10～14)が刊行されました。 ・平成 25～26 年度に園路等の整備工事を行い、平成 27 年 3 月 20 日に竣工しました。 ・平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・平成 27 年 3 月 27 日、第 60 回鎌倉市緑政審議会で鎌倉広町緑地を視察しました。 ・平成 27 年 6 月、鎌倉の自然を守る連合会が鎌倉広町緑地保全運動史をまとめました。 ・平成 27 年 4 月 1 日、48.0ha を供用開始し、同年 5 月 15 日、開園式を行いました。 ・平成 28 年 1 月 7 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの鎌倉広町緑地の指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定しました。 ・平成 28 年度末までの用地取得率は、98.2%となりました。

鎌倉広町緑地	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
用地取得面積(ha)	6.38	13.68	6.79	－

※平成 15 年度に、16.0ha を県市で共同取得しています。
※平成 15 年度に、旧開発事業者所有地 20.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得しています。

MEMO

都市緑地	
内 容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方 針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地等を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地 、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備します。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越 2 号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進します。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、6 箇所、面積 6.46ha の都市緑地を整備、一部供用しています。 【山ノ内西瓜ヶ谷緑地】 ・平成 20 年 12 月、保全配慮地区の施策展開として、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を「都市緑地候補地」に位置付けました。 ・平成 21 年 12 月 16 日、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)が都市計画決定され、平成 22 年 4 月 2 日に都市計画事業認可を取得しました。 ・平成 26 年 6 月 1 日、1.3ha を一部供用開始しました。 ・平成 28 年度、998.00 ㎡の用地を取得しました。 ・平成 28 年度末までの用地取得率は、100%となりました。 【(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地】 ・平成 23 年 9 月、緑の基本計画改訂により、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成 24 年度末までに、用地取得率は 100%となりました。 ・平成 29 年 1 月 13 日、緑地内広場の整備工事を開始しました。 【(仮称)山崎・台峯緑地】 ・平成 20 年 3 月、一部の土地を、かながわトラストみどり基金による緑地の買入れ候補地に推薦しました。 広場の整備工事を行った (仮称) 山ノ内東瓜ヶ谷緑地 ・平成 21 年 1 月、一部の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成 22 年 2 月、かながわトラストみどり基金により買入れを希望していた土地の一部が、同基金により平成 22 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成 23 年 1 月、引き続き一部の土地を、かながわトラストみどり基金による緑地の買入れ候補地に推薦しました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地 1,227 ㎡を保全のために買い入れました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金による買入れを希望していた土地のうち、平成 22 年度に買い入れた部分以外が、平成 23 年度に同基金により買い入れる緑地に決定しました。

※平成 20 年度、山ノ内西瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。
※平成 21 年度、山ノ内東瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.3ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

取り組みと実績	・平成 23 年 9 月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成 23 年 9 月、引き続き一部の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(3,747 ㎡)を保全のために買い入れました。 ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により買入れを希望していた土地のうち、既に平成 23 年度までに買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成 24 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成 25 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地 277 ㎡を保全のために買い入れました。 ・平成 28 年度、鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより 7,536 ㎡の用地を取得しました。 ・平成 28 年度末までの、用地取得率は 76.9%となりました。 ・平成 29 年 2 月 6 日から(仮称)山崎・台峯緑地整備工事におけるため池の浚渫工事を開始しました。 ※平成 23 年 9 月 1 日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取り組みと実績です。(43 ページを参照) 【(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地】 ・平成 23 年 9 月、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地を都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成 26 年度末までに、用地取得率は 100%となりました。 ・平成 27 年度、除伐、間伐、倒木処理等樹林整備及び落石防止網による安全施設の設置工事を行いました。 【その他】 ・平成 28 年 2 月 5 日、津 2-1 号緑地を廃止し、鎌倉広町緑地に編入しました。

※平成 17 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の鎌倉中央公園拡大区域部の旧開発事業者所有地 11.0ha を、平成 26 年度、3.2ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。
※平成 26 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の都市緑地候補地の旧開発事業者所有地 4.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。
※平成 23 年度、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の旧開発事業者所有地 0.26ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

山ノ内西瓜ヶ谷緑地	～22 年度	～27 年度	28 年度
用地取得面積(㎡)	2,844	9,049	998

(仮称)山崎・台峯緑地	～22 年度	～27 年度	28 年度
用地取得面積(㎡)	1,227	36,396	7,536

景観重要建造物等と一体となった都市公園	
内 容	・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率 2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
方 針	・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園としての整備に向けて推進します。
取り組みと実績・関係事項	【(仮称)華頂宮公園】 ・平成 18 年 10 月 27 日、旧華頂宮邸※1 が、「日本の歴史公園 100 選※2」に選定されました。 ・平成 24 年 3 月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成 25 年 9 月から平成 28 年 3 月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。 ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、平成 28 年度は 9,616 人が来園しました。 ・建物内部は、4 月・10 月の 2 回(各 2 日間)公開し、平成 28 年度は、2,956 人が来園しました。 ・平成 28 年 10 月 8 日、実験活用「一日だけの邸宅写真館」を実施し、5 組 18 人が参加しました。 ・平成 28 年 11 月 13 日、実験活用「マンドリンコンサート」を開催し、56 人が参加しました。 ・平成 28 年 12 月 3 日、実験活用「サロン・ド・宅間」を開催し、20 人が参加しました。 ・平成 29 年 3 月 6 日、地元市民団体「宅間ボランティアの会」から市への支援 20 周年を記念し、桐ヶ谷桜 1 本が贈呈され、植樹しました。 (仮称)華頂宮公園で行われたマンドリンコンサート 「宅間ボランティアの会」から贈呈された桐ヶ谷桜の植樹

取り組みと実績	【(仮称)扇湖山荘公園】 ・平成 22 年 10 月、扇湖山荘※1 及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。 ・平成 23 年 6 月から平成 27 年 3 月まで、(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用及び暫定利用の検討を行いました。 ・庭園の維持管理について、鎌倉造園界から協力の申出があり、平成 24 年 1 月、市と鎌倉造園界で維持管理の協定を締結しました。 ・平成 25、28 年度に防災工事を行いました。 ・平成 26 年度、鎌倉造園界から講師を招いて、松の剪定を行いました。 ・今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために、平成 27 年 8 月に「扇湖山荘公開等運営会議」を設置しました。 ・平成 27 年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました（事業期間は平成 28～36 年度)。 ・平成 29 年 1 月 23 日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。 ・平成 28 年度、11 月、3 月(各 2 日間)に、庭園を市民に公開し、延べ 1,360 人が来園しました。 (仮称)扇湖山荘公園本館前の庭 【(仮称)明月荘公園】 ・平成 20 年 9 月、明月荘※1 及びその敷地の現状を踏まえた将来の保存・活用等について、関係する行政機関で、検討を行いました(平成 24 年度までに 7 回開催)。 ・平成 25 年 4 月に、県と神奈川まちづかい塾が協働で明月荘の保全管理を行う「北鎌倉明月荘県民協働事業協定」が締結されました。 ・平成 25～26 年度、北鎌倉明月荘県民協働事業協定に基づく神奈川まちづかい塾主催のイベントを後援しました。 ・平成 27 年 3 月 22 日、木造平屋の母屋と茶室 2 棟が火災により全焼しました。 ・平成 27 年度、北鎌倉明月荘県民協働事業協定を終了し、今後、県は他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることを決定しました。 【旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)】 ・平成 22 年 4 月、鎌倉市川喜多映画記念館が開館しました。 ・平成 22 年 9 月、旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)を、景観重要建造物に指定しました。 ・別の位置付けを持つ公共施設として整備・公開されたことをもって、平成 23 年 9 月、緑の基本計画改訂により、都市公園候補地から除外しました。 ※1　旧華頂宮邸、扇湖山荘、明月荘は、緑の基本計画で風致公園の候補地内にあります。 ※2　日本の歴史公園 100 選は、都市公園法の施行 50 周年を記念して、「都市公園法施行 50 周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。

借地公園	
内 容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。
方 針	・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
取り組みと実績	・平成 20 年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。 ・平成 22 年度、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1231.32 ㎡を用地取得しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1231.32 ㎡を地上権設定契約しました。 平成 22 年度に供用開始した梶原六本松公園

公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	
内 容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進展に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・改築などの長寿命化対策を計画的に行うものです。
方 針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進めます。
取り組みと実績	・平成 25 年度、91 公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・平成 26 年度、13 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 27 年度、8 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 28 年度、12 公園において遊具の修繕を実施しました。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	
内 容	・都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえ、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO 法人・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。
方 針	・新たに整備する公園についても活用を検討します。 ・指定管理者制度による公園管理を行います。
取り組みと実績	・平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。 ・鎌倉海浜公園坂ノ下地区にホテル及びレストハウスを設置許可しています。 ・平成 21～25 年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成 26～30 年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・平成 28 年 1 月 7 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの鎌倉広町緑地の指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定しました。

（8）その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備	
内 容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方 針	・まちづくり空地の設置を誘導します。
取り組みと実績	・平成 19 年度～平成 28 年度にまちづくり空地（歩道状空地を含む）を設置した位置は次のとおりです。

年度	設置した位置	面積（㎡）	年度	設置した位置	面積（㎡）
19	大船一丁目 11 番先	28	24	－	－
	台二丁目 5 番先	28	25	由比ガ浜一丁目 117 番 14 他	8
20	大船一丁目 3 番先	7		岡本一丁目 40 番 1 他	16
	大船二丁目 6 番先	8	26	－	－
21	小町一丁目 65 番 31 先	3	27	御成町 1030 番 1 他	19
	小町一丁目 65 番 32 他	6.3		台 1516 番 1 他	16
	大船一丁目 326 番 14 先	12		山ノ内 727 番 1 他	5
	由比ガ浜一丁目 120 番 2 他	3		小町二丁目 343 番 1 先	12
	由比ガ浜一丁目 211 番 18 他	2	28	常盤下耕地 93 番 4 ほか 1 筆	12
22	－	－			
23	大船一丁目 103 番 36 先	26		大船二丁目 259 番 1	9
	常盤 237 番他	6		台二丁目 358 番 3 ほか 2 筆	10
	常盤 620 番先	12			

※まちづくり空地は、基本的に開発事業者（又は土地所有者等）が、歩道状空地として管理するものです。

大船二丁目に設置したまちづくり空地

	～12 年度	17 年度	22 年度	～27 年度	28 年度
整備件数（件）	33	2	0	9	3
累計整備件数（件）	33	52	64	73	76
整備面積（㎡）	1,252	42	0	120	31
累計整備面積（㎡）	1,252	1,675	1,859	1,979	2,010

※商業系地域以外での歩道状空地の整備を含めた実績です。

遊歩道等の整備

内 容	・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせます。 ・既設ハイキングコースに加え丘陵地や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方 針	・河川周辺のプロムナード化の推進等既設のハイキングコースに加え都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源とのつながりを考慮した遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。

・平成 28 年度、市道 027-000 号線　常盤 863 番地　先で 38m、市道 055-000 号線　西鎌倉一丁目 21 番先で 11.5m の歩行空間整備を行いました。
・平成 28 年度、市道 055-000 号線　山崎 1222 番地　先外で既存の歩道の段差等の改善(11 箇所)を行いました。
・平成 28 年度、市道 060-000 号線　今泉三丁目 4 番　先で張出歩道の新設(100m)を行いました。
・平成 28 年 4 月 3 日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第 8 回さくら祭り」を開催しました。(場所：岩瀬こい公園)
・平成 29 年 1 月 27 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、平成 29 年 3 月、砂押川沿いの桜 15 本の枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。
・平成 28 年度、葛原岡・大仏ハイキングコースの危険木の処分を行いました。

今泉三丁目 4 番　先に新設した張出歩道

年度	歩道整備箇所(鎌倉市)	延長(m)
24	県道小袋谷藤沢	76
	県道鎌倉葉山	20
	手広四丁目 35 番 先外	21 箇所※
	今泉台四丁目 19 番 先外	24 箇所※
25	県道鎌倉葉山	20
	県道阿久和鎌倉	64
	大船二丁目 26 番 先外	17 箇所※
	寺分一丁目 15 番　先	40
26	大船二丁目 26 番 先外	14 箇所※
	梶原二丁目 34 番 先外	12 箇所※
27	寺分一丁目 15 番　先	41.6
	山崎 919 番地　先外	10 箇所※
	梶原二丁目 26 番　先	11 箇所※
	今泉三丁目 6 番　先	100
28	常盤 863 番地　先	38
	西鎌倉一丁目 21 番先	11.5
	今泉三丁目 4 番　先	100
	山崎 1222 番地　先外	11 箇所※

※段差解消

歩道の整備	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
路線数	2	8	11	23	3
箇所数	70	8	11	190	14

※箇所数は段差等の改善を含む。

（９）緑の創出に係る法制度

緑化地域	
内 容	・都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
方 針	・都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 ・市街化区域での敷地面積 300 ㎡以上の建築物を対象とします。 ・緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。
取り組みと実績	・平成 21 年 3 月、緑化地域の指定の方針などについて、市ホームページに掲載するとともに、建築行為などをご計画の方に向けたパンフレットを配置し、以降、開発等に際して将来的な指定への協力をお願いしています。 ・平成 22 年度、緑化地域の候補地、緑化率等の検討資料を作成することを目的に、指定の取り組みに必要となる地域の建築動向、建築緑化の現状等の基礎的な調査を行いました。 ・平成 23 年 11 月、緑化地域を指定している、または指定をめざす自治体により、(仮称)緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、取り組みの状況等について、鎌倉市から報告を行いました。(同会による議決を経て、「緑化地域連絡会」が発足し、鎌倉市も同会に参画しています。) ・平成 24 年 11 月、緑化地域連絡会が横浜市で開催され、指定に向けた課題等について、鎌倉市から報告を行いました。 ・平成 25 年 11 月、緑化地域連絡会が東京都世田谷区で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 ・平成 26 年 11 月、緑化地域連絡会が愛知県豊田市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 ・平成 28 年 10 月、緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内 容	・風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方 針	・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
取り組みと実績	・平成 23 年 10 月、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」を制定し、コインパーキング設置に伴う緑化協議が条例で義務付けとなり、平成 24 年 4 月に施行しました。 ・平成 24 年 7 月、「鎌倉市まちづくり条例」及び「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」を改正し、施行しました。 ・平成 25 年 5 月、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。 コインパーキングの設置に伴い、植栽された木々 ・第 2 次一括法の施行に基づき、平成 25 年 12 月、「鎌倉市風致地区条例」、「鎌倉市風致地区条例施行規則」を制定し、平成 26 年 4 月に施行しました。 ・「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととしました。 ・平成 27 年度、開発事業区域内で 86 件の緑化協議を行いました。 ・平成 27 年度、コインパーキングの設置に伴い 12 件の緑化協議を行いました。 ・平成 28 年度、開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました。 ・平成 28 年度、コインパーキングの設置に伴い 30 件の緑化協議を行いました。

	～12 年度	～17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	395	87

	20～22 年度	～27 年度	28 年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	19	72	30

○緑化重点地区の設定による事業の展開

緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。	
内 容	・緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共公益施設の緑化などの緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画により設定するもので、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。 ※将来的な緑化地域指定の重複は妨げないものです。
方 針	・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、まちづくり事業等と連携した取り組みを推進します。
取り組みと実績	・近年の主な取り組みとその関連事項の内容は次のとおりです。

地区	近年の主な取り組みとその関連事項
鎌倉駅周辺地区	・平成 28 年度、かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・平成 28 年度にかまくら緑の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、1,600 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・平成 28 年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 214 本を剪定しました。 ・平成 28 年度、鎌倉駅東口駅前広場の交通実態把握、広場整備に向けた基本計画・基本設計の作成を目的とした交通量調査等業務委託を行いました。 ・平成 29 年 3 月 1 日、鎌倉駅西口暫定自転車駐車場の利用を開始し、サツキ約 60 株、ヘデラ 18 ㎡の緑化を施しました。 ・平成 28 年 11 月、かまくら桜の会が本覚寺参道へ桐ヶ谷桜を 10 本植樹しました（かながわトラストみどり財団「平成 28 年度ふれあい緑化事業」の実施による）。 鎌倉駅西口暫定自転車駐車場の緑化

深沢地域 国鉄跡地 周辺地区	・平成 21 年 6 月、「深沢地区事業推進協議会」において、面整備ゾーンの「土地利用のあり方」や「まちづくりの方向性」から構成された「深沢地域の新しいまちづくりビジョン」が策定され、市へ提言されました。 ・平成 22 年 9 月、「深沢地区事業推進専門委員会」において、土地利用計画(案)を策定しました。 ・平成 24 年度、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を 4 回開催し、深沢地区のまちづくりの将来イメージを共有するための指針として、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン(案)」の検討を進めました。 ・平成 25 年 5 月、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」より「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン(案)」が市へ提言されました。 ・平成 25 年 7 月から 8 月まで、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン(案)へ意見募集を行い、26 通(29 項目)の意見が提出されました。 ・平成 26 年 12 月議会での陳情採択等を受け、現行の深沢地区の土地利用計画(案)の修正を行うことになったため、平成 27 年 8 月から 11 月まで、「深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会」を 4 回開催し、市民意見をとりまとめました。 ・平成 28 年 6 月、平成 27 年度に開催した「深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会」での市民意見や、学識経験者、民間事業者ヒアリング及び庁内調整等を基に「深沢地域整備事業の修正土地利用計画(素案)」を確定しました。 ・平成 28 年 6 月 30 日から 7 月 29 日、「深沢地域整備事業の修正土地利用計画(素案)」に対するパブリックコメントを実施しました。 ・平成 28 年 8 月 1～10 日、民間事業者等を対象に素案の妥当性とまちの魅力を高めるための導入施設、機能を確認するサウンディング調査(対話)を実施しました。 ・平成 28 年 10 月、パブリックコメント及びサウンディング調査の結果を基に「深沢地域整備事業の修正土地利用計画(案)」を策定しました。
大船駅 周辺地区	【鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり】 ・平成 28 年 4 月、砂押川プロムナード桜愛護会が「第 8 回さくら祭り」を開催しました。 (場所：岩瀬こい公園) ・平成 29 年 1 月 27 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、平成 29 年 3 月、砂押川沿いの桜 15 本の枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。 ・【大船駅南部地区のまちづくり】 ・平成 21 年 1 月、富士見町町内会が鎌倉市まちづくり条例に基づく「富士見町町内会自主まちづくり計画」を提案しました。 第 8 回さくらまつり会場 (写真提供：砂押川プロムナード桜愛護会) ・自主まちづくり計画の提案を受けて、「富士見町町内会」については平成 21 年 1 月から、「まち並みのみどりの奨励事業(78 ページ)」の補助率を 1/2 から 2/3 に引上げました。 【大船駅西口整備事業】 ・平成 19 年度、歩行者デッキを含む大船駅西口整備計画(鎌倉市域での整備計画)基本計画を策定しました。 ・平成 23 年 9 月に、大船駅西口ペデストリアンデッキの利用を開始しました。 ・平成 23 年 10 月に、大船駅西口交通広場の利用を開始しました。 ・平成 28 年 12 月 1 日、大船駅西口自転車等駐車場を建て替え、利用を開始しました。

（１０）公共施設の緑化

道路の緑化	
内 容	・公園、河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。
方 針	・今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行います。
取り組みと実績	・平成 21 年度から手広西ガ谷住宅街路で老木化したケヤキをクロガネモチに順次植え替えており、平成 28 年度は 2 本実施しました。 ・平成 28 年度、かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・平成 28 年度にかまくら緑の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、1,600 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・平成 28 年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 214 本を剪定しました。 ・平成 28 年 4 月 3 日、砂押川プロムナード桜愛護会が、「第 8 回さくら祭り」を開催しました。（場所：岩瀬こい公園） ・平成 29 年 1 月 27 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、平成 29 年 3 月、砂押川沿いの桜 15 本の枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。

初夏の若宮大路（桜と松と花壇に植え付けられたマリーゴールド）

	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
植栽本数（本）	12,768	40	541	264	2

	～22 年度	23～27 年度	28 年度
街路樹の路線数（線）	71	71	71

河川環境の整備	
内 容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方 針	・鎌倉市が管理する準用河川及び雨水幹線などについて、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市雨水排水整備基本計画を基に、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
取り組みと実績	・河川環境の改善と合わせて歩行空間の確保、改善を図るため、砂押川プロムナード(第 2 期区間)の整備の検討を行いました。 【砂押川桜保全再生の取り組み(計画の策定と実施)】 (内容) ・昭和 11 年、松竹大船撮影所が大船に移転したことを記念して植えられた桜並木を保全再生するため、市と住民、関係者が協力し、既存樹木の再生治療や維持管理を行おうとするものです。 (方針) ・「砂押川桜保全再生計画」に基づき市と住民、関係者が協働して保全再生、管理を行います。 【平成 28 年度】 ・平成 28 年 4 月 3 日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第 8 回さくら祭り」を開催しました。 （場所：岩瀬こい公園） ・平成 29 年 1 月 27 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、平成 29 年 3 月、砂押川沿いの桜 15 本の枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。 【その他】 ・鎌倉市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 ・下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 ・市内の緑地等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオフサモ、アゾラ・クリスタータなどが確認されています。 ・滑川下流(延命寺橋～閻魔橋)において、10 年以上見られなくなっていたイタチの足跡が確認されました。（餌資源が競合するアライグマ防除の効果と考えられます。）

公共建物等の緑化	
内 容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方 針	・全ての公共建物敷地等を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が 30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。
取り組みと実績	【平成 27 年度】 ・市役所駐車場の拡大に伴い、シダレザクラほか 8 本、シバザクラ 270 ㎡を植栽しました。 【平成 28 年度】 ・平成 28 年 7 月 13 日、大船中学校において、アセビほか 3,130 本を植樹しました。 ・平成 29 年 2 月 20 日、鎌倉消防署腰越出張所において、ポップブッシュプルプレア（ドドナエア）ほか 23 本、タマリュウ 4.10 ㎡を植栽しました。 ・平成 28 年 12 月 13 日、鎌倉歴史文化交流館において、タマイブキ 59 ㎡を植栽しました。 ・平成 29 年 3 月 27 日、市役所駐車場脇において、明るい選挙推進協議会表彰記念として、ヤマザクラ 1 本を植樹しました（協力：鎌倉造園界）。 ・平成 29 年 3 月 1 日、鎌倉駅西口暫定自転車駐車場の利用を開始し、サツキツツジ約 60 株、ヘデラ約 18 ㎡の緑化を施しました。 大船中学校に植えられた植栽

公共建物緑化	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
植栽本数（本）	2,679	61	1,583	91	3,214

※平成 20～21、23、24 年度は樹木の植栽の実績がありません。

鎌倉山桜並木保存計画	
内 容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方 針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行います。
取り組みと実績	・鎌倉山桜並木調査を平成 6 年度に実施し、それに基づき、引き続き天狗巣病枝含む枝下ろし等の管理行為を行っています。 ・平成 25 年 3 月、地域住民の手により、ヤマザクラ(34 本)が各々の敷地内に植栽されました。

	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
実施(本)	133	592	290	16
実施内容	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等

（１１）市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内 容	・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。 ・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象としています。 ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。
制度概要	【補助の対象とする接道緑化と補助の概要】 ・対象とする接道緑化は次のとおりです。 (1)接道緑化の延長が 3m 以上であること。 (2)接道面から 3m 以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地等の内側に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。 (3)生け垣は、植栽時の高さが 0.5m 以上であり、かつ、植栽の本数が 0.9m につき 2 本以上であること。 (4)樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。 ・補助金は、市長が算出した標準経費(工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、工事予定額とします)の 1/2 の額とし、150,000 円を限度としています。 (ただし、次の区域内において接道緑化の取決めがある場合は、2/3 の額とします。) 「緑地協定区域」「地区計画が定められた区域」「景観協定区域」「自主まちづくり計画策定地区」「景観形成地区」 ・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の規定により接道緑化をする者などは、補助金の交付を受けることができません。
方 針	・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。

取り組みと実績	・平成 12 年 6 月 30 日までは、「いけがき設置奨励事業」、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度を充実させました。 ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を平成 19 年 3 月 27 日付で一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実させました。 ・平成 22 年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金（15 件 519,000 円：累計）を得て事業を執行しました。 まち並みの緑景観に寄与する接道部の緑化（鎌倉山地区） ・平成 28 年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,513.1m です。 ・平成 28 年度、12 件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 1 件でした（鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区の区域のため）。 ・平成 29 年 3 月 28 日、従来の「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」廃止し、改めて同要綱を定めました（平成 29 年 4 月 1 日施行）。危険ブロック塀等除却費の補助※1 と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加しています。

	12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
補助金交付件数（件）	49	31	130	71	12
植栽延長（m）	699.5	369.7	1,579.9	837	122.3
植栽本数（本）	1,930	927	4,216	2,230	275

※1 鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱に基づく事業です。

自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
内 容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。
方 針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で緑化の取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、4 地区が鎌倉市都市景観条例に基づく景観形成地区に指定されています。 ・景観形成地区の内 3 地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行っています。 ・鎌倉山地区(自主まちづくり計画策定地区)で、鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜並木の管理行為を行っています。 ・平成 24 年 2 月、十二所字積善第 2 地区で緑化に関する地区計画が定められました。 ・平成 26 年 7 月、腰越五丁目地区で緑化に関する地区計画が定められました。 ・平成 29 年 2 月、大平山地区で緑化に関する地区計画が定められました。 ・平成 28 年度末現在、12 地区が自主まちづくり計画に緑化の規定を設けています。 緑化に関する地区計画が定められた大平山地区

緑化に関する地区計画が定められた区域(接道緑化の補助率 2/3)

	地区名	都市計画決定年月日	面積	備考
1	十二所積善地区	平成 4 年 12 月 15 日	2.7ha	
2	大町六丁目地区	平成 9 年 4 月 28 日	0.4ha	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成 13 年 8 月 13 日	11.2ha	
4	台亀井地区	平成 15 年 4 月 25 日	3.3ha	
5	大船高野地区	平成 15 年 12 月 24 日	1.9ha	
6	笛田三丁目地区	平成 16 年 12 月 16 日	0.7ha	
7	十二所積善第 2 地区	平成 24 年 2 月 20 日	0.3ha	
8	腰越五丁目地区	平成 26 年 7 月 31 日	0.8ha	
9	大平山地区	平成 29 年 2 月 10 日	2.0ha	

景観形成地区(接道緑化の補助率 2/3)			
地区名		地区指定年月日	備考
1	由比ガ浜通り(下馬～六地蔵)地区	平成 10 年 7 月 10 日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷地区	平成 11 年 1 月 11 日	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成 14 年 4 月 15 日	
4	由比ガ浜中央地区	平成 17 年 1 月 28 日	

※上記 1、3、4 の計 3 地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行いました。(H19.1.1)

緑化に関する記載がある自主まちづくり計画策定地区(接道緑化の補助率 2/3)			
まちづくり市民団体名		地区(計画位置)	計画提案年月日
1	大町二丁目の環境を考える会	大町二丁目 9 番他	平成 9 年 3 月 5 日
2	長谷二丁目街づくり協議会	長谷二丁目一番地、二番地	平成 11 年 2 月 23 日
3	鎌倉山町内会	鎌倉山町内会の区域	平成 12 年 4 月 11 日
4	谷際自治会	手広二丁目 4 番他	平成 12 年 9 月 6 日
5	大町六・七丁目自治会	大町六･七丁目他	平成 15 年 8 月 26 日
6	笹目街づくりの会	笹目町 5 番、6 番地	平成 16 年 3 月 9 日
7	西鎌倉山自治会五期地区	津 1064 他	平成 19 年 8 月 3 日
8	花とみどりの由比ガ浜まちづくり会	由比ガ浜二丁目 10 番他	平成 20 年 10 月 6 日
9	富士見町町内会	台二丁目の一部他	平成 21 年 1 月 26 日
10	塔之辻まちづくり委員会	御成町 20 番他	平成 22 年 8 月 25 日
11	緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会	由比ガ浜二丁目 13 番の一部他	平成 22 年 11 月 19 日
12	梶原山町内会まちづくり委員会	梶原一丁目 17 番の一部他	平成 24 年 3 月 26 日

地域提案型の公共施設の緑化	
内 容	・さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方 針	・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。
取り組みと実績	・平成 20 年度、財団法人三菱 UFJ 環境財団により、野村総合研究所跡地内に 50 本の樹木(ヤブツバキ 42 本、アーモンド 8 本)が植栽されました。 ・平成 20～21 年度、玉縄桜をひろめる会により、玉縄桜の苗木が、JR 大船駅西口前の県道阿久和･鎌倉線に植栽されました。(その他にも、同会により市内に玉縄桜が植栽されています。合計 44 本。) ※玉縄桜：県立フラワーセンター大船植物園で「染井吉野」実生から選別育成し、平成 2 年に種苗登録された早咲きのサクラです。気温の低い時期に開花するので鑑賞期間が長いのが特徴です。 ・平成 28 年度、かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・平成 28 年度にかまくら緑の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、1,600 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・平成 28 年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 214 本を剪定しました。 ・平成 28 年 11 月、かまくら桜の会が本覚寺参道へ桐ヶ谷桜を 10 本植樹しました（かながわトラストみどり財団「平成 28 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内 容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方 針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
取り組みと実績	・笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・平成 26～28 年度、オープン・ガーデンの実施主の 1 名が収益の一部を鎌倉風致保存会へ寄附しました。 個人宅で実施されているオープン・ガーデン

MEMO

（１２） 緑化推進団体等の育成と連携

トラスト運動との連携	
内 容	・鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。
方 針	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。
取り組みと実績	・鎌倉風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄附を行っています。 ・鎌倉風致保存会による樹林管理のボランティア活動が実施されています。 ・鎌倉風致保存会等と連携して、鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。（平成 28 年度までに 28 回開催） ・平成 9～26 年度、鎌倉風致保存会と連携して「みどりの環境感謝の日」として緑地管理作業等を継続して実施しました。 ・県が、トラスト緑地として、鎌倉坂ノ下緑地(2.35ha)、鎌倉今泉緑地(0.31ha)を保全管理しています。 ・鎌倉風致保存会がトラスト緑地として取得したことにより、御谷緑地(1.57ha)、笹目緑地(1.18ha)、十二所果樹園(5.04ha)、扇ガ谷庭園(0.32ha)が保全されています。 【平成 15 年度】 ・平成 15 年 12 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で鎌倉広町緑地の一部(15.96ha)を保全のために買い入れました。 【平成 17 年度】 ・平成 18 年 1 月、鎌倉風致保存会が、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域内の十二所果樹園(5.04ha)を、緑地保全のために取得して整備しました。 【平成 20 年度】 ・平成 21 年 1 月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 【平成 21 年度】 ・平成 22 年 2 月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、同基金により平成 22 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 【平成 22 年度】 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(1,227 ㎡)を保全のために買い入れました。 鎌倉風致保存会が将来の公開を目指して整備を進める庭園（扇ガ谷）

	【平成 23 年度】 ・平成 23 年 9 月、(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、同基金により平成 24 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(3,747 ㎡)を保全のために買い入れました。 【平成 24 年度】 ・平成 25 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地の土地 277 ㎡を、保全のために買い入れました。 【平成 25 年度】 ・平成 25 年 4 月、鎌倉風致保存会が、遺贈により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 2,611 ㎡と建物 116 ㎡を取得し、会の事務所として使用しながら、将来の一般公開を目指して庭園の整備を進めています。 【平成 26 年度】 ・玉縄城址まちづくり会議が、かながわトラストみどり財団のみどりの実践団体に登録し、同財団から配布を受けたイロハモミジほか 25 本を清泉女学院敷地内に植栽しました。 ・かながわトラストみどり財団のみどりの実践団体に登録している七里ガ浜自治会が、同財団から配布を受けたオオムラサキツツジほか 11 本を七里ガ浜緑のプロムナードに植栽しました。 ・かながわトラストみどり財団のみどりの実践団体に登録している北鎌倉湧水ネットワークが、同財団から配布を受けたイロハモミジほか 19 本を六国見山森林公園内に植栽しました。 ・かながわトラストみどり財団の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、1,002,000 円の助成を得ています。 ・鎌倉風致保存会が創立 50 周年を迎え、各種記念事業を行いました。 【平成 27 年度】 ・平成 27 年 4 月、鎌倉風致保存会が、寄附により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 578 ㎡を追加取得し、将来の一般公開を目指して建物の修繕や庭園の整備を進めています。 ・平成 28 年 3 月 12～20 日、砂押川プロムナード桜愛護会がアセビほか 7 種 233 本を砂押川プロムナードに植栽しました(かながわトラストみどり財団「平成 27 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。 ・平成 27 年 11 月 19 日、かまくら桜の会が、同財団から配布を受けた桐ヶ谷桜ほか 1 種 10 本を鎌倉宮に植栽しました(かながわトラストみどり財団「平成 27 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。 ・かながわトラストみどり財団の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、133,000 円の助成を得ています。 ・鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に小学生を対象に行った緑の普及啓発イベント「かまくら里山フェスタ」を実施しました。（平成 26 年度までは、緑地管理作業として 17 回共催。雨天中止除く）

【平成 28 年度】

・平成 28 年 11 月、かまくら桜の会が、本覚寺参道へ桐ケ谷桜を 10 本植樹しました（かながわトラストみどり財団「平成 28 年度ふれあい緑化事業」の実施による）。

・平成 28 年度、鎌倉風致保存会が「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」に参画し、市と連携して記念事業を実行しました。

・平成 28 年 11 月 23 日、緑化まつりの一環として、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に小学生を対象に行った古都・緑の普及啓発イベント「かまくら里山フェスタ」（鎌倉風致保存会・鎌倉市古都保存法 50 周年記念事業実行委員会共催）に鎌倉市緑化まつり実行委員会が出展しました。

・平成 28 年 6 月 22 日、鎌倉風致保存会が美し国づくり景観大賞・特別賞（NPO 法人美し国づくり協会主催）を受賞しました。

・平成 28 年 10 月 28 日、鎌倉風致保存会が平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰を受賞しました。

鎌倉風致保存会が受賞した「美し国づくり景観大賞・特別賞」表彰式

鎌倉風致保存会が受賞した「平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰」表彰式

	～12 年度※	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
風致保存基金積立金及び運営補助金（千円）	219,574	80,774	176,643	59,520	11,168

※平成 8 年度から平成 12 年度までの累計数値です。

	17 年度※	～22 年度	23～26 年度※※
みどりの環境感謝の日参加人数（人）	68	377	165

※17 年度は史跡永福寺跡のみの参加人数。※※平成 24 年度は雨天中止。

	27 年度	28 年度
かまくら里山フェスタ参加人数（人）	215	276

	年度	実施箇所	実施主体
ふれあい緑化事業※	20	岡本外耕地公園	鎌倉グランマークス・グリーンクラブ
	21	吉ガ沢公園	今泉台町内会、今泉台公園愛護会
	22	－	－
	23	六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク
	24	鎌倉市梶原一丁目 1800 番２及び 1800 番 21 先(市道 046－000 号線沿いの植栽帯)	梶原山町内会
	25	鎌倉宮	かまくら緑の会、かまくら桜の会
		梶原の森たんぽぽ保育園	市
	26	鎌倉中央公園	鎌倉市公園協会
		天園ハイキングコース	市
	27	砂押川プロムナード	砂押川プロムナード桜愛護会
		鎌倉宮	かまくら桜の会
	28	本覚寺	かまくら桜の会

※かながわトラストみどり財団による支援事業

	年度	実施箇所	実施主体	樹木名	本数
みどりの実践団体への樹木の配布※	24	七里ガ浜緑のプロムナード	七里ガ浜自治会	フサザクラ	6
		六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク	ヤマザクラほか	20
		鎌倉山	かまくら桜の会	ヤマザクラ	10
		永福寺跡	かまくら緑の会	ヤマザクラ	1
		鎌倉山	かまくら緑の会	ヤマザクラ	2
	25	六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク	イロハモミジほか	20
		七里ガ浜緑のプロムナード	七里ガ浜自治会	イロハモミジほか	12
	26	六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク	イロハモミジほか	20
		七里ガ浜緑のプロムナード	七里ガ浜自治会	オオムラサキツツジほか	12
		清泉女学院	玉縄城址まちづくり会議	イロハモミジほか	26
	27	緑のプロムナード	七里ガ浜自治会	オオムラサキツツジ クチナシ ドウダンツツジ	6 3 3
		六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク	オオムラサキツツジ イロハモミジ	20 30
		鎌倉今泉台地蔵前通り歩道	鎌倉市今泉、岩瀬花と緑を育てる会	アジサイ	50
		日当り坂周辺緑地	花と緑のまち梶原山を創造する会	キンモクセイ ドウダンツツジ	20 10
		若宮大路歩道植栽帯	かまくら桜の会	ヤマザクラ	5
	28	六国見山森林公園	北鎌倉湧水ネットワーク	ヤマツツジ	30
		鎌倉今泉台地蔵前通り歩道及び明月ヶ丘歩道前	鎌倉市今泉、岩瀬花と緑を育てる会	アジサイ	70
		梶原大通路側帯	花と緑のまち梶原山を創造する会	サツキ	50

※かながわトラストみどり財団による支援事業

<table>
<tr><th colspan="2">緑のレンジャー</th></tr>
<tr><td>内 容</td><td>・確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。
・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。</td></tr>
<tr><td>概 要</td><td><table><tr><td>ジュニア
レンジャー</td><td>小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。</td></tr><tr><td>シニア
レンジャー</td><td>市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>方 針</td><td>・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。
・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。
・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。
・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施します。</td></tr>
<tr><td>取り組み
と実績</td><td>・緑のレンジャー(ジュニア、シニア)に、平成 28 年度は 66 名(延べ 507 名)が参加しました。
・延べ 372 名(NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー会員数 80 名)が自主活動(計 19 回)に参加しました。
・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営しており、平成 20～28 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。

緑のレンジャー(ジュニア)による活動(和賀江嶋)

緑のレンジャー(シニア)による活動(源氏山公園)</td></tr>
</table>

取り組みと実績

・平成 28 年度「緑のレンジャー(ジュニア)」の活動内容

回	内容	活動場所
1	春の生きもの観察	鎌倉中央公園
2	川と林を調べてみよう！	散在ガ池森林公園
3	磯の生きもの観察	和賀江嶋
4	池のタニシを数えよう！	鎌倉中央公園
5	大仏ハイキング・コースのパトロール	大仏ハイキングコース
6	木の実・草の実をさがそう！	鎌倉中央公園
7	緑地のパトロールと竹林の管理作業	常盤山
8	野鳥の巣箱のかけかえ	鎌倉文学館
9	森の手入れを体験しよう！	源氏山公園
10	川と海の野鳥観察	片瀬川＆江の島
11	早春の里山とカエルの卵	鎌倉中央公園

・平成 28 年度「緑のレンジャー(シニア)」の活動内容

回	内容	活動場所
1	講義「自然のしくみ」	鎌倉中央公園
2	講義「森林のはたらき」	鎌倉中央公園
3	緑の作業「道具の使い方」	鎌倉中央公園
4	講義実習「身近な庭木の手入れ」	鎌倉中央公園
5	講義実習「救命講習会」	大船消防署
6	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
7	緑の作業「枝払い・間伐」	散在ガ池森林公園
8	緑の作業「造園のプロに学ぶ」	源氏山公園
9	緑の作業「公園管理作業」	鎌倉中央公園
10	緑の作業「OB・OG との協働」	源氏山公園
11	講義「まとめ」	鎌倉中央公園

・平成 27 年 4 月、緑のレンジャー(シニア)の OB・OG から成る自主活動グループが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーとして神奈川県に認証され、平成 27 年 5 月、設立総会が開かれました。

	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
ジュニア参加者(人)	216	33	127	184	46
シニア参加者(人)	119	29	57	81	20
自主活動延参加者(延人)	876	493	1,620	1,664	372

・シニアレンジャーの事業は平成 8 年度から実施しています。

公園愛護会・街路樹愛護会	
内 容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方 針	・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施します。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。
取り組みと実績	・平成 28 年度末現在、公園愛護会として 89 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。 ・平成 28 年度、鎌倉市公園協会により、公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした連絡会を 2 回開催し、延べ 86 団体が参加しました。 ・平成 28 年 4 月 3 日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第 8 回さくら祭り」を開催しました。（場所：岩瀬こい公園） ・平成 29 年 1 月 27 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川の桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、平成 29 年 3 月、砂押川沿いの桜 15 本の枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。

	17 年度	22 年度	27 年度	28 年度
公園愛護会の参画する公園数	128	153	153	153
街路樹愛護会の参画する路線数	27	37	38	38

市民緑地愛護会	
内 容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。
方 針	・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。
取り組みと実績	・平成 19 年 10 月 23 日開催の第 40 回緑政審議会に、市民緑地契約の締結の施策方針案を報告しました。 ・平成 21 年 3 月 30 日に「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定しました。 ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されました。

市民緑地愛護会名称	設立	会員数(設立時)	対象とする市民緑地	備考
玉縄城緑地愛護会	平成 24 年度	25 名	植木 1 号市民緑地	

○緑化推進団体の育成による事業の展開

公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。	
内 容	・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。 ・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自発的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。
方 針	・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。 ・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。
取り組みと実績	・平成 20 年度から、「緑の学校」等の緑化啓発に関する業務を、公的な緑化推進団体に委託することとし、平成 20～28 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「第 28 回鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(平成 28 年度までに 28 回開催) ・平成 28 年 4 月に、鎌倉さくら道の会が「鎌倉山さくら道フェスティバル」を開催しました。 ・平成 28 年 4 月 24～26 日、湘南さくらそうの会が市役所ロビーにて展示会を開催しました。 ・平成 28 年 5 月 24 日～29 日、鎌倉アジサイ同好会が県立フラワーセンター大船植物園で日本の自生アジサイの展を開催しました。 同時開催した第 28 回鎌倉市緑化まつり及び鎌倉市公園協会による鎌倉中央公園フェスティバル ・平成 28 年度、かまくら桜の会が鎌倉生涯学習センター他で各種イベントを行いました。 ・平成 28 年度、鎌倉広町緑地友の会が鎌倉広町緑地で各種観察会を行いました。 ・平成 28 年 5 月 28～29 日、鎌倉ばら会が「ギャラリーやまご」でばらの展示会を行いました。 ・平成 28 年 10 月 30 日、第 28 回鎌倉市緑化まつり会場で、かまくらリンドウの会による市の花リンドウの展示を行いました。 ・平成 28 年 11 月 20 日、鎌倉広町緑地で、「広町 5 つの会」を中心として成立した収穫祭実行委員会の主催による、収穫祭が行われました。 ・平成 28 年 4 月 2 日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所(鎌倉市大船 5 丁目 1 番 1 号)春まつりで同社と自然観察会の実施及び市の施策の周知をしました。 ・平成 28 年 6 月 6 日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所に設置された緑化地で市の緑化推進専門委員によるモニタリングと助言等を実施しました。 ・平成 28 年 6 月 22 日、鎌倉風致保存会が美し国づくり景観大賞・特別賞(NPO 法人美し国づくり協会主催)を受賞しました。 ・平成 28 年 8 月 8 日、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を出展するための協定書を同団体と結びました。 ・平成 28 年度、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を横浜公園に出展しました（出展期間：平成 29 年 3 月 25 日～6 月 4 日(72 日間)）。

取り組みと実績

・平成 28 年 10 月 28 日、鎌倉風致保存会が平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰を受賞しました。
・市が所有する緑地の維持管理・整備にボランティア活動として取り組んでいる地域の方々の活動を支援するため、市がボランティア保険に加入しています。
・平成 28 年度の対象ボランティア団体は次のとおりです。

ボランティア団体	会員数	対象緑地
梶原・雑木林の会	24 名	(仮称)梶原 7 号緑地
散在ガ池(鎌倉湖)エコクラブ	12 名	(仮称)今泉台 2 号緑地　他 6 緑地
浄明寺緑地環境美化グループ	30 名	浄明寺緑地
鎌倉・山もりの会	8 名	(仮称)常盤山緑地(常盤山特別緑地保全地区)
悠々会	12 名	(仮称)関谷緑地
玉縄城跡まちづくり会議	25 名	(仮称)植木 2 号緑地
早雲台ふるさとの森づくり	5 名	(仮称)城廻 1 号緑地
水道山レスキュウ	22 名	浄明寺緑地

平成 28 年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

・鎌倉中央公園で田畑の保全を目的とした農作業体験事業を 80 回開催し、延べ 860 人が参加しました。
・鎌倉中央公園で「雑木林体験事業」を 18 回開催し、延べ 127 人が参加しました。
・鎌倉中央公園で綿の種まきなどの「農芸体験事業」を 8 回開催し、延べ 47 人が参加しました。
・鎌倉中央公園で野鳥観察などの「生態系保全体験事業」を 12 回開催し、延べ 177 人が参加しました。
・鎌倉中央公園で「植物育成体験事業」を 2 回開催し、延べ 13 人が参加しました。
・平成 28 年 4 月 29 日、「わくわく花フェスタ」が鎌倉海浜公園由比ガ浜地区で開催され、約 4,500 人が来場しました。
・平成 28 年 4 月 23 日～5 月 8 日、鎌倉中央公園でこいのぼりを飾りました。
・平成 28 年 7 月 30 日～8 月 1 日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、約 200 人が来場しました。
・平成 28 年 7 月 30 日、「ハーブを楽しむ会」が鎌倉中央公園で開催され、37 人が来場しました。
・平成 28 年 10 月 30 日、「鎌倉中央公園フェスティバル」が鎌倉中央公園で開催され、約 2,500 人が来場しました。
・平成 28 年 5、7、11 月、鎌倉中央公園で「お茶席」が 6 日間開催され、延べ 270 人が来場しました。

鎌倉中央公園で行われたおはよう花市

鎌倉海浜公園由比ガ浜地区で行われたわくわく花フェスタ

・平成 29 年 1 月 14 日、「春の七草粥とどんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され、約 450 人が来場しました。
・平成 27 年度、鎌倉中央公園等で「自然観察会」を 12 回開催し、延べ 66 人が参加しました。
※各種講習会については 94 ページに掲載しています。
・鎌倉市のグリーンバンク制度は廃止し、鎌倉市公園協会の自主事業としてグリーンバンク制度を運営しています。

平成 28 年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、笹目緑地、史跡及び寺社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を 32 回実施しました(参加者数 645 名)。
・緑地保存のため平成 18 年 1 月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成 20 年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。
・建造物等保存事業として、昭和 58 年に保存会が保存建造物に指定し、平成 21 年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成し、春・秋各 1 日間茶亭を一般公開(入場者数 992 人)して保存会活動の普及・啓発を行いました。
・普及啓発活動事業として、市立中学校 7 校の 3 年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を計画し、5 校 628 人の生徒が参加しました。
・平成 28 年 11 月 23 日、御谷緑地において鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会と共催で「かまくら里山フェスタ」を開催しました。(参加者数 276 名)。
・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、保存会機関紙の発行などを実施しています。
・平成 28 年 12 月 10 日、古都保存法施行 50 周年シンポジウム「古都の保存・継承における次世代への展望」に風致保存会理事長がパネリストとして、同会の活動等について話題提供しました。

十二所果樹園での栗拾い
(写真提供：鎌倉風致保存会)

かまくら里山フェスタでの木登り

・鎌倉風致保存会の会員数は、平成 28 年 3 月末で 397 人です。
※鎌倉風致保存会は、平成 23 年 4 月 1 日付で公益財団法人となり、平成 24 年 2 月 16 日付で税額控除団体となりました。

	17 年度	22 年度	27 年度	28 年度
鎌倉風致保存会会員数	581	457	404	397

（１３） 古都鎌倉の緑の知識の普及

緑の学校等講習会	
内 容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。
方 針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた各種講習会の充実に努めます。 ・緑の学校・緑のレンジャーの受講修了者等を対象に緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	【緑の学校】 ・緑の学校の受講修了者等に対する講習会の開催や、緑のレンジャーの自主活動との連携を通じて、地域緑化指導者の育成を図っています。 ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20～28 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成 23 年度から、湯浅浩史氏（元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所 主任研究員）を講師として招き、年 3 回の講義を担当していただいています。（第 1 回、第 4 回、第 8 回） ・平成 28 年度の受講者数は 47 人、延べ受講者 321 人となりました。 ・平成 29 年 3 月 6 日、緑の学校修了者の会による情報交換会が開催されました。 ・平成 29 年 3 月 13 日、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するため、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園での自然観察会を実施し、23 人が参加しました。 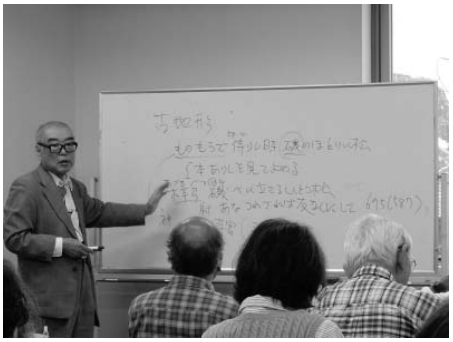 緑の学校講義風景（湯浅浩史氏による講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」）

・平成 28 年度「緑の学校」の講座内容（47 名　延べ 321 名）

回	講座名	活動場所
1	講義「鎌倉のサクラ」	鎌倉生涯学習センター
2	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～源氏山公園
3	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎～七里ガ浜
4	講義「緑との共生」	鎌倉生涯学習センター
5	講義「緑の現状」	鎌倉生涯学習センター
6	自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」	散在ガ池森林公園
7	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園
8	講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉生涯学習センター
9	自然観察会「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森
10	自然観察会「鎌倉の紅葉」	大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース～覚園寺

・緑の学校修了者の会一覧

修了年度	サークル名	修了年度	サークル名
12 年度	かまくら緑の会 2000	23 年度	みどりの会 2011
15 年度	2003 みどりの会	24 年度	2012　緑の会
16 年度	04 鎌倉ミドリの会	25 年度	2013　鎌倉みどりの会
17 年度	鎌倉 05 緑の会	26 年度	14 鎌倉みどりの会
19 年度	07 みどりの会	27 年度	15 鎌倉みどりの会
20 年度	08 みどりの会	28 年度	16 みどり会

【その他】

・平成 28 年 6 月 3 日、緑のカーテン栽培講座を開催し、84 名にゴーヤの苗（各 6 株）を無料配布しました。

・平成 28 年 8 月 2 日、市役所前ビオトープ等や本庁舎周辺にて夏休み子供向け自然観察会を行い、保護者を含め 15 人が参加しました。

・平成 28 年 11 月 26 日、鎌倉市の緑地保全の取組等について、座やまのべで出前講座を実施しました。

緑の学校	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
受講者数（人）	324	31	95	245	47
延受講者数（人）	2,904	245	617	1,688	321
修了者等講習会受講者数（人）	109	－	61	72	23

平成 28 年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

・緑の相談員による「緑のミニ教室」を 88 回開催し、延べ 762 人が鎌倉中央公園で参加しました。
・ガーデニングの基礎に関する「初級ガーデニング講座」を鎌倉中央公園で 6 回開催し、117 人が参加しました。
・「花はな育て隊」及び「花はな育て隊・クリスマスローズ部」を鎌倉中央公園で 25 回開催し、103 人が参加しました。
・ハーブ園の手入れに関する「ハーブ園請負人」を 24 回鎌倉中央公園で開催し、215 人が参加しました。
・園芸に適した土づくりと肥料づくりに関する「雑草と育てる畑づくり土づくり講座」を鎌倉中央公園で 8 回開催し、87 人が参加しました。
・樹木の剪定に関する「木を知って木を育てる剪定講座」を鎌倉中央公園で 8 回開催し 93 人が参加しました。
・樹木札づくりに関する「この木なんの樹調査隊」を鎌倉中央公園で 11 回開催し、114 人が参加しました。
・鎌倉中央公園内の樹木の剪定を行う「やる樹会」を鎌倉中央公園で 16 回開催し、104 人が参加しました。
・野草や樹木、野鳥の「自然観察会」を鎌倉中央公園他で 12 回開催し、66 人が参加しました。
・小学生を対象とした体験学習として「こどもエコパーク」を鎌倉中央公園で 8 回開催し、221 人が参加しました。
・小学生以下を対象とし、ものづくりの楽しさを体験する「ちびっこチャレンジ」を鎌倉中央公園で 1 回開催し、2 人が参加しました。
・イベントや各種講座の手伝いを行う公園サポート活動では、登録サポーター188 人が、延べ 164 回の活動を鎌倉中央公園で実施し、延べ 1,400 人が参加しました。

鎌倉中央公園で開催した秋のお茶席
（写真提供：鎌倉市公園協会）

鎌倉中央公園で開催した初級ガーデニング講座
（写真提供：鎌倉市公園協会）

・小学 4 年生～6 年生を対象に、集団自炊と早朝農業体験を通じて自然とふれあい親しむ 1 泊 2 日の体験事業として「子どもお泊まり里山体験」を鎌倉中央公園で実施し、16 人が参加しました。
・鎌倉中央公園で、春夏秋の 3 回、お茶席を開き、270 人が参加しました。

園芸教室	12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
開催回数(回)	12	17	28	5	0
延受講者数(人)	379	394	311	360	0

※鎌倉市公園協会主催。平成 20、26～28 年度は講習会を開催していません。

緑化窓口の充実	
内 容	・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
取り組みと実績	・平成 9 年 6 月から、鎌倉市公園協会により鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を開設し、毎週月・金・土・日・祝祭日（年末年始休み）午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時除く）に、樹木相談等に応じています。 ・平成 28 年度は、256 件の相談に応じました。 ・平成 28 年 4 月 29 日、鎌倉市公園協会による関連事業である「わくわく花フェスタ」で、鎌倉市公園協会が「緑の相談コーナー」を開設し、3 件の相談に応じました。 わくわく花フェスタ（鎌倉海浜公園由比ガ浜地区）で開設された「緑の相談コーナー」

	12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
相談件数（件）	733	1,035	3,982	2,080	256

学校での環境教育との連携	
内 容	・郷土の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子ども達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。
方 針	・教育活動との連携に努めます。
取り組みと実績	・平成 19 年 12 月、鎌倉市環境教育推進計画を策定しました。 ・平成 28 年 3 月、平成 27 年度が計画期間の最終年度であった「鎌倉市環境教育推進計画」の名称を変更し、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。 ・引き続き、こどもエコクラブなどの実践的な環境教育活動を実施しました。 ・平成 24～28 年、鎌倉市立御成中学校で、市職員により鎌倉市の緑保全の取り組み等について環境学習講演を行いました。 御成中学校での環境学習講演 ・平成 28 年 11 月 24 日、東京大学農学生命科学研究科の学生を対象に緑の基本計画に基づく事業の内容等について講習を行いました。 ・平成 28 年 9 月 12 日、鎌倉市公園協会常務理事が、宮城大学主催の「事業構想カフェ」にて「事例に学ぶ歴史まちづくり-古都鎌倉市の緑と景観問題の歴史-」について講演し、本市の取り組みが参考となり、住民が緑を守るための議論がなされました。

こどもエコクラブ	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
参加団体数(団体)	137	2	14	9	1
参加者数(人)	1,703	45	735	372	46

環境出前教室	～12 年度	17 年度	22 年度	～27 年度	28 年度
開催回数(回)	32	17	123	227	3+38
参加者数(人)	1,202	1,049	7,683	12,969	152 +2,162

※～12 年の数値は、11、12 年度分

酸性雨調査	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
実施校数(校)	131	36	129	103	14
参加者数(人)	3,929	1,132	4,385	3,434	419

※～12 年の数値は、9～12 年度分

緑行政に関する説明	～12 年度	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
実施校数(校)	3	1	7	12	2

山林管理体験等	－	17 年度	～22 年度	～27 年度	28 年度
実施校数(校)	－	8	32	36	7
参加者数(人)	－	736	3,323	3,430	641

※鎌倉風致保存会主催

緑の情報提供の充実	
内 容	・緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。 （・ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実 ・景観施策との連携の実績に関する情報提供 ・生け垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供 ・都市公園、保存樹木等、オープン・ガーデンなど、地域の緑に関する情報提供 ・土地所有者に対しては、緑地保全に係る法制度の指定に伴う土地所有負担の軽減内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供 ・緑保全に伴う財政負担に関する情報提供）
方 針	・実績等の公表と情報提供の充実に努めます。
取り組みと実績	・平成 20 年 8 月、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画実現に向けた取り組み）」（平成 20 年度版）を公表し、以降毎年、鎌倉市緑政審議会に報告の上で公表しています。（平成 22 年度からは、鎌倉市緑政審議会からの意見に基づき、副題を「緑の基本計画推進の取り組み」としています。） ・平成 22 年 4 月から多摩三浦丘陵広域連携会議のホームページが開設されました。 ・平成 23 年度から、鎌倉市緑の基本計画概要版を作成し、広く一般に配布しています。 ・平成 27 年度、ふるさと寄附金制度を活用した寄附を呼びかけるためのホームページを開設しました。 ・平成 28 年 8 月、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」（平成 28 年度版）、12 月に同概要版を公表しました。 ・平成 28 年 10 月 15 日号の「広報かまくら」一面ほかで平成 27 年度ふるさと寄附金を活用した寄附実績について紹介しました。 ・平成 28 年 11～12 月号の「仙台経済界」に、鎌倉市公園協会常務理事が、宮城大学主催の「事業構想カフェ」にて「事例に学ぶ歴史まちづくり-古都鎌倉市の緑と景観問題の歴史-」について講演し、本市の取り組みが参考となり、住民が緑を守るための議論がなされた記事が掲載されました。 ・平成 29 年 1 月 8 日の「毎日新聞」に鎌倉広町緑地及びそこで活動する指定管理者である市民団体についての記事が掲載され、鎌倉広町緑地の魅力、保全の経過、支える人々の意思が紹介されました。 ・平成 28 年 10 月 26 日の「毎日新聞」、平成 28 年 12 月 1 日号の「鎌倉朝日」に鎌倉風致保存会が国土交通大臣表彰を受賞した記事が掲載され、風致保存会の設立の経緯等の周知がされました。 ・平成 28 年 12 月 16 日号の「タウンニュース」に「宅建協会鎌倉支部」が、平成 29 年 2 月 3 日号の「タウンニュース」に「鎌倉ユネスコ協会」が緑地保全基金に募金した記事が掲載されました。 ・平成 28 年 12 月 1 日号の「鎌倉朝日」に「ＮＰＯ法人北鎌倉の景観を後世に伝える基金」が北鎌倉・台峯の四季をとりあげたカレンダーについての記事が掲載されました（市は同事業を後援しました）。 ・平成 28 年 11 月 26 日の「毎日新聞」、平成 28 年 12 月 1 日の「東京新聞」に、平成 28 年 11 月、かまくら桜の会が本覚寺参道へ桐ヶ谷桜を 10 本植樹した記事が掲載されました（かながわトラストみどり財団「平成 28 年度ふれあい緑化事業」の実施による）。

<table>
<tr>
<td>取り組みと実績</td>
<td>
・平成 28 年度に地下道ギャラリーで次の展示をしました。
<table>
<tr><th>年　月　日</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>平成 28 年 8 月 16～22 日</td><td>鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 9 月 27 日～10 月 3 日</td><td>古都保存法施行 50 周年記念展示、風致地区の啓発</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 10 月 4～10 日</td><td>「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクール優秀作品展示</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 11 月 15～21 日</td><td>「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 12 月 13～19 日</td><td>鎌倉市のふるさと寄附金について</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 12 月 27 日
～平成 29 年 1 月 9 日</td><td>鎌倉市の緑政事業の紹介</td></tr>
<tr><td>平成 29 年 3 月 7～13 日</td><td>「緑の学校」及び「緑のレンジャー」の活動紹介</td></tr>
</table>
・公園課、都市計画課、みどり課がツイッターを運用し、行政の取り組み等について情報発信しています。

「鎌倉市の緑政事業の紹介」を眺める人々
</td>
</tr>
</table>

（１４）緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等	
内 容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の 50 選の指定などを実施するものです。
方 針	・各種のキャンペーンの充実に努めます。 ・現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	・毎年、市内の小学校(高学年)及び中学校の児童・生徒を対象にして、「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールを実施し、表彰式を行っています。(平成 28 年度までに 26 回実施) ・鎌倉市緑化まつりにあわせる等して、市の木、市の花の紹介など啓発に努めています。 ・かながわトラストみどり財団に協力し、「緑の羽根募金」「グッズ募金」を毎年実施しています。 ・平成 28 年 10 月 4～10 日、鎌倉駅地下道ギャラリー50 にて、緑のポスターコンクール優秀作品を展示しました。 ・平成 28 年 10 月 11～20 日、市役所本庁舎 2 階にて、緑のポスターコンクール優秀作品を展示しました。 ・平成 28 年度、「公園の素敵な一瞬」をテーマとした「フォトコンテスト」が開催されました(応募数 73 点)。 ・平成 28 年 10 月 1～31 日、鎌倉中央公園にて、11 月 15～21 日、鎌倉駅地下道ギャラリー50 にて、11 月 25 日から 12 月 15 日、湘南モノレール大船駅にて、鎌倉市公園協会がフォトコンテスト入賞作品を展示しました。 平成 28 年度ポスターコンクール優秀作品表彰式 (鎌倉市役所講堂) 平成 28 年度ポスターコンクール優秀作品展示 (鎌倉駅地下道ギャラリー50)

■平成 28 年度の緑のポスターコンクール参加状況

学 校	参加校	参加者	入賞者	備考
小学校	17 校	102 人	12 人	・夏休み期間を利用して、市内在住又は在学の小学 4～6 年生及び中学生を対象に実施しました。 ・優秀作品については、10 月 4～10 日の間、鎌倉駅地下道ギャラリー50 に、10 月 11～20 日の間、市役所本庁舎 2 階に展示し、11 月 6 日、市役所講堂で表彰式を行いました。 ・平成 19～28 年までの優秀作品を市のホームページに掲載しています。
中学校	10 校	268 人	29 人	
合　計	27 校	370 人	41 人	

緑化パンフレット等の配布	
内 容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方 針	・緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進し、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	・「緑の手引き」「みどりの手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用しています。 ・本市作成の「まち並みのみどりの奨励事業」「鎌倉市緑の基本計画概要版」「鎌倉市のみどりの概要版」等緑化パンフレットの他、かながわトラストみどり財団発行「かながわグリーンサポーターズ」、県立フラワーセンター大船植物園発行「植物園だより」「かたぐるま」など、関連する情報パンフレットを窓口等で配布しています。 ・平成 23 年 11 月、鎌倉風致保存会が、パンフレットを全面改訂し、発行しました。 ・平成 25 年 5 月、鎌倉市公園協会が「てくてく日和・公園であそぼ in サクラやフジ咲く夫婦池公園へ～夫婦池公園～」を発行しました。 ・平成 26 年 9 月、鎌倉市公園協会が、パンフレット「神秘の湖、散在ガ池で自然とふれあう　散在ガ池森林公園　この木なんの樹？マップ」を発行しました。 ・平成 26 年 10 月、鎌倉市公園協会が「てくてく日和・公園であそぼ in 鎌倉　紅葉をたずねて源氏山へ」を発行しました。 ・平成 27 年 3 月、かながわトラストみどり財団三浦半島地区推進協議会が「かまくらと三浦半島の街角にみどりと花のある風景」を発行しました。

緑化まつりの開催	
内 容	・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方 針	・「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	・平成 28 年 4 月 29 日、鎌倉市公園協会により、「わくわく花フェスタ」が鎌倉海浜公園で開催され、約 4,500 人が来場しました。 ・平成 28 年 7 月 30 日から 8 月 1 日まで、鎌倉市公園協会により、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、200 人が来場しました。 ・平成 28 年 10 月 30 日、「第 28 回鎌倉市緑化まつり」と鎌倉市公園協会による「鎌倉中央公園フェスティバル」を、より啓発効果を高めるために鎌倉中央公園で同時開催することとし、約 2,500 人が来場しました。 ・平成 28 年度、鎌倉市緑化まつり会場内で、鎌倉市緑地保全基金の募金活動等を実施しました。 ・平成 29 年 1 月 14 日、鎌倉市公園協会により、「春の七草・どんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され、約 450 人が来場しました。

■第 28 回緑化まつり内容

	名称	実施日	主催	内容
1	鎌倉市緑化まつり ※鎌倉中央公園フェスティバルと同時開催	H28.10.30 鎌倉中央公園	鎌倉市緑化まつり実行委員会、鎌倉市 ※参加・協力団体は欄外	①きこり体験、ツバキの焼印押し、クリスマスリース作り ②緑のレンジャー・ジュニアの体験コーナー ③生花の販売 ④パネルの展示、竹馬体験、輪投げ ⑤募金活動、地元産商品の販売 ⑥植木、花苗の販売 ⑦市の花リンドウ・パネルの展示、緑の募金活動
2	かまくら里山フェスタ	H28.11.23 御谷山林	鎌倉風致保存会、鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会	①森のパトロール ②焚火を囲んでバウムクーヘン ③竹馬・ネイチャークラフト ④古都保存法紹介のパネル展示等 ⑤緑政事業紹介のパネル展示、鎌倉市緑地保全基金の募金活動
3	ポスターコンクール優秀作品展示及び表彰式	H28.10.4～20 鎌倉駅地下道ギャラリー50、鎌倉市役所	鎌倉市	①緑のポスターコンクール優秀賞受賞作品 41 点展示
		H28.11.6 鎌倉市役所		②表彰式（優秀賞を受賞した児童、生徒に、表彰状と記念品の贈呈）
4	鎌倉市の緑政事業の紹介	H28.12.27 ～ H29.1.9 鎌倉駅地下道ギャラリー50	鎌倉市	鎌倉市の緑政事業の取組を紹介し、市民等の緑化意識の向上を図りました。

※参加・協力団体：鎌倉市園芸協会、鎌倉市公園協会、鎌倉造園界、神奈川県生花小売商協同組合鎌倉支部、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー、、鎌倉風致保存会、鎌倉市緑のレンジャージュニア指導員、生活協同組合ユーコープ、有限会社竹村造園

取り組みと実績	・平成 28 年 8 月 8 日、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を出展するための協定書を同団体と結びました。 ・平成 28 年度、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を横浜公園に出展しました（出展期間：平成 29 年 3 月 25 日～6 月 4 日(72 日間)）。 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに鎌倉造園界と協働で出展した花壇（近景） 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに鎌倉造園界と協働で出展した花壇（遠景） 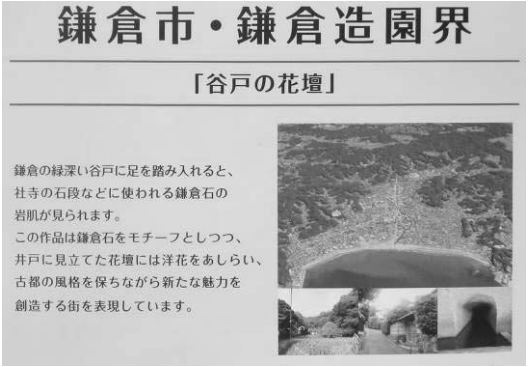 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに鎌倉造園界と協働で出展した花壇のコンセプト 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアの会場の一つである横浜公園のチューリップ

緑の顕彰制度	
内 容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方 針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。
取り組みと実績	・平成 3 年度から、緑化ポスターコンクールを、市内の小学校 4～6 年生及び中学校の児童・生徒を対象にして実施し、優秀作品を選出して表彰しています。(平成 28 年度は、11 月 6 日に、鎌倉市役所で表彰式を行いました。優秀作品は市役所 2 階、鎌倉駅地下道ギャラリー50 に展示しました。) ・平成 24 年 6 月、東レ株式会社基礎研究センターが 15.5 万㎡の緑地を長年保全していることに対し、神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者表彰を受賞しました。 ・平成 25 年 4 月、国と(一社)日本公園緑地協会が共同で行った「緑の基本計画優良事例 40 選」で、全国の市町村が策定した 403 計画の中から 22 ある最優良事例の一つに選定され、表彰を受けました。 ・平成 25 年 10 月、かまくら緑の会が行っているかまくら緑の探偵団について、(公財)国土緑化推進機構より緑の少年団育成功労賞を表彰されました。 ・平成 25 年 11 月、鎌倉市緑政審議会会長職務代理の越澤明氏(北海道大学大学院教授(当時)(自治表彰))、同審議会委員の石川幹子氏(中央大学教授(自治表彰))、みどりショップの会(寄附行為)が、鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 ・平成 26 年 2 月、NPO 法人鎌倉広町の森市民協議会が、かながわ地球環境賞の地球環境保全活動部門を受賞しました。 ・平成 26 年 6 月、七里ガ浜自治会が、みどりの実践団体に登録してから 10 年目で、今後も継続的な活動ができると認められたため、かながわトラストみどり財団三浦半島地区推進協議会から感謝状を贈られました。 ・平成 26 年 10 月、「ひろげよう　育てよう　みどりの都市」全国大会における平成 26 年度第 30 回都市公園コンクールにおいて、鎌倉市公園協会が、(一社)日本公園緑地協会　会長賞(管理運営部門　作品名「楽しいネーミングによる公園サポーターとの公園管理」)を受賞しました。 ・平成 26 年 11 月、緑のレンジャー指導員として 20 年間緑の保全と創造に貢献したことに対し、岩田晴夫氏、木村光子氏、久保廣晃氏、杉山順子氏が鎌倉市市政功労者表彰(環境功労)を受けました。 ・平成 27 年度、市の基金に対して 100 万円以上の寄附をした 1 個人、1 団体が鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 ・平成 27 年度、鎌倉風致保存会が、(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞しました。 ・平成 28 年 6 月 22 日、鎌倉風致保存会が美し国づくり景観大賞・特別賞(NPO 法人美し国づくり協会主催)を受賞しました。 ・平成 28 年 10 月 28 日、鎌倉風致保存会が平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

MEMO